

神戸市障がい者保健福祉計画 2020

平成 28 年 3 月

神 戸 市

もくじ

I 計画の策定	
1. 計画の策定にあたって	1
2. 基本目標	2
II 実現に向けた施策	
【暮らしに関する施策】	
1. 在宅サービス	3
2. 保健・医療	6
3. 安全な居住環境	9
4. 相談	11
5. 情報アクセス・コミュニケーションの保障	16
6. 権利擁護・差別解消	19
7. 地域福祉力の向上・人材育成	22
8. 住まいの確保、地域移行・地域定着のための支援	25
【就労に関する施策】	
9. 一般就労支援	29
10. 福祉的就労の推進	33
【子どもに関する施策】	
11. 子どもに関する施策	35
【社会参加に関する施策】	
12. 社会参加の推進・バリアフリー	43
13. 啓発	48
III 計画の指標	51
IV 資料	
1. 神戸市地域自立支援協議会意見	52
2. 暮らし分科会意見	64
V. 神戸市障害者施策推進協議会委員等名簿	71

I. 計画の策定

1. 計画の策定にあたって

(1) 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項で規定されている市町村障害者計画として策定します。

「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づき策定される「こうべの市民福祉総合計画」の分野別計画であり、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に基づき策定した「第 4 期神戸市障がい福祉計画」（平成 27 年 3 月策定）と一体となって障がい者施策を推進します。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 28 年度～平成 32 年度までの 5 年間とします。

(3) 計画の対象

障害者基本法において、障がい者は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されており、本計画の対象者も同様とします。

(4) 計画の策定・推進体制

本計画の策定にあたっては、「障害者施策推進協議会」において、当事者の意見や、障がい者生活実態調査、地域自立支援協議会からの意見などをふまえて、議論を行いました。

また、暮らしに関する施策について重点的に検討するため、障害者施策推進協議会に「暮らし分科会」を設置して、計画策定の審議を集中的に行いました。

暮らし分科会の意見については「IV. 資料」に掲載しています。

本計画は、国の「障害者基本計画（平成 25 年 9 月）」及び県の「ひょうご障害者福祉計画（平成 27 年 3 月）」と本計画が相互に関連・連携しつつ、整合性をとりながら、国・県と協力し取り組みを進めていきます。

特に広域的観点から対応する入所施設の整備や精神障がいのある人の地域移行などについては、県と連携し施策を推進していきます。

計画策定後も P D C A サイクルを導入した評価・検証を行うとともに、国の動向や社会情勢などに応じて、本計画の見直しを検討していきます。

2. 基本目標

障がいのある人が、自らの意思決定に基づき、一人ひとりに応じた支援を受け、個人として尊重され、地域のなかで安心してともに暮らし、活躍できる“こうべ”をみんなで作っていきます。

本計画においては、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らすことのできる社会の実現をめざしていきます。

障がいのある人が、どこで誰とどのように生活するかについて選択の機会が確保されることが重要です。福祉サービスや住まい、医療など、自らの意思で選択することができるよう支援し、障がいのある人の意思決定を尊重します。

障がいのある人の高齢化や重度化が進むなか、地域のなかで安心して住み続けていくためには、親が亡くなった後や家族による支援が難しくなった場合も含めた支援が必要です。

そのため、身近な地域に住まいが確保され、地域において一人ひとりの状況に応じた福祉や医療サービスが受けることができ、高齢化や重度化、『親なき後』を見据えた暮らしを支える支援に取り組み、安心して地域で暮らし続けていけるようにしていきます。

『親なき後』

親が亡くなった後などの暮らしについての不安があり、親亡き後対策が課題となっています。本計画では、暮らし分科会における審議により、「親が亡くなった後だけでなく、家族による支援が難しくなった状態」を含めて『親なき後』としています。

障がいのある人の人権を確保するため、差別解消や権利擁護、啓発活動を推進し、障がいのある人が自分らしく、ともに学び、働き、暮らすことができ、だれもがその能力や適性に応じて活躍できる社会をつくっていきます。

「障害」のひらがな表記

本計画においては、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法令や制度、施設名、団体などの固有名詞については、漢字で「障害」と表記しています。

「障害」のひらがな表記については、障がいのある人や関係者の中でも意見が分かれています。国の障害者政策委員会の意見では、「法制上の「障害」の表記のあり方について、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討」とされています。

神戸市では、「神戸市障がい者保健福祉計画 2010 後期計画（平成 19 年 2 月策定）から、計画の中で「障がい」と表記しています。ただ「障がい」も一般的な表記でないため、本計画においても試行的に実施するものとします。

Ⅱ 実現に向けた施策

1. 在宅サービス

【現状・意見】

<◇障がい者生活実態調査>

- ◇障がいのある人は「家族や親戚から介助・支援を受けている」割合が高く、介助・支援は、家族が中心となって担っています。
- ◇介助者・支援者の健康状態は「体力に不安がある」が多く、通院で精神医療を受けている人や重複障がいがある人の介助者や支援者は、他の障がいのある人に比較して高齢化が進んでいます。
- ◇親なき後の不安に関する意見が多く寄せられています。
- ◇知的障がいのある人は、長期的に家族などからの介助が受けられない場合の介助・支援サービスが課題となっています。
- ◇通院で精神医療を受けている人は、一人暮らしをしている割合が他の障がいのある人に比べて多く、将来の「在宅サービスを利用したい」割合が高くなっています。
- ◇発達障がいのある人は、一時的に家族などの介助を受けられない場合、介助・支援サービスなどが受けられないことがあり、頼み先がない状況となっています。

<○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見>

- 障がいのある人や介護者の高齢化により、介助・支援が難しくなっています。
- 障害福祉サービスの事業所数は増えていますが、重度障がいのある人に対応できる事業所や、高次脳機能障がいに対応できる施設、夜間支援が必要な障がいのある人の受け入れができる事業所が少ない状況です。
- ◎福祉サービスを担う人材の充実および人員体制を拡充するための支援が求められています。
- ◎障害福祉サービス事業所の質の確保のため、行政による指導・監査の体制を強化していくことが求められています。
- ◎高齢福祉サービスとの連携のために、ケアマネジャーとの連携および障がい理解の促進が求められています。
- ◎介護保険に基づく事業所の利用を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

障がいのある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて、居宅介護などの訪問系サービスの提供や短期入所、日中活動の場の確保など在宅サービスの充実を図っていきます。

重度障がいのある人が、地域で継続した生活を送れるよう、重度訪問介護や生活介護の充実などに取り組んでいきます。

障がいのある人の高齢化の進展が一層見込まれることから、今後の対応として、高齢になっても、必要とされるサービスを安定して利用できる仕組みを検討のうえ、ケアマネジャーとの連携のための方策などに取り組んでいきます。

障がいのある人だけでなく家族の高齢化も見据え、親なき後の安心を確保するため、障がいのある人が、必要なサービスを利用しながら地域で暮らしていけるよう、高齢化・重度化にも対応できる支援体制づくりを進めていきます。

また、身体障がいや知的障がい、精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む）に加えて、難病のある人が、在宅で療養する場合は、ホームヘルプサービスや日常生活用具の給付などを通して支援していきます。

(1)訪問系サービス	地域での暮らしを支える訪問系サービスについては、ホームヘルプや、重度の障がいで行動上著しい困難を有し常時介護を要する人のための重度訪問介護などがあります。個々のニーズの把握につとめ、個別の生活状況に応じたサービスの提供ができるよう、引き続き、適切な支給決定及び運用に努めます。
(2)日中活動系サービス、短期入所	<p>①生活介護</p> <p>重度障がいのある人の日中活動の場として、常時介護を要する人への入浴・排せつ・食事の介護などを行う生活介護の充実が必要です。特に重度障がいのある特別支援学校卒業生のニーズに対応できるよう、生活介護事業所を確保していきます。</p> <p>また、重症心身障がい者が利用できるような事業を、在宅障害者福祉センターを中心に重症心身障害者日中活動支援事業として実施していますが、必要に応じて生活介護事業所への運営費助成を実施し、受け入れ可能な事業所を拡充していきます。</p>
	<p>②短期入所</p> <p>一時的に家族などの介助が受けられない場合や、家族のレスパイトとして、スムーズに短期入所が利用できるよう、施設の転活用を実施するなど、事業者を増やしていきます。また、医療的ケアの必要な重度障がい者が利用できる短期入所事業所の整備にも努めます。</p>
(3)障害福祉サービス事業所の質の確保	障害福祉サービス事業所が増加しているなか、事業所の運営の適正化や不正・虐待などを未然に防止し障害福祉サービス事業所の質の確保を図るため、事業所への指導・監査に取り組んでいきます。
(4)日常生活用具	障がいのある人や子どもなどの日常生活の利便を図るため、日常生活用具費の支給を実施しています。今後も当事者の状況に合わせ、内容の充実を図っていきます。
(5)発達障がいのある人への対応	<p>①障害者手帳の交付</p> <p>個々の発達障がい児（者）の状況に応じ、社会生活の困難度などを配慮した適切な障害者手帳の交付を行っていきます。療育手帳については、広汎性発達障がいの場合は、境界域の知的能力であっても、社</p>

	<p>会生活の困難度を考慮した手帳交付を行います。</p>
	<p>②支援事業の充実</p> <p>発達障がいのある人の特性に着目した日常生活や就労・社会生活訓練など当事者支援やペアレントトレーニングを始めとした家族支援、発達障がいに係る専門家による研修会などの支援者支援事業実施により、支援の充実を図っていきます。</p>
(6) 難病のある人への対応	<p>障害者総合支援法に定める障がい者の対象に難病等が加わり、身体障害者手帳の有無に関わらず必要と認められた障害福祉サービスなどの受給が可能となったことから、難病のある人に対し、ホームヘルプサービスや日常生活用具などの給付などを通じて引き続き支援していきます。</p>
(7) 高齢化や重度化への対応	<p>①親なき後への対応</p> <p>障がいのある人の高齢化や重度化に伴い、障がいのある人の親なき後の不安を解消する取り組みが必要となっています。親なき後も地域で安心して暮らしていけるよう、サポートを受け安全で安心して暮らせるグループホームなどの住まいの確保とともに、日中活動の場をはじめとした障害福祉サービスの充実に努めていきます。</p> <p>②高齢福祉サービスとの連携</p> <p>区役所の相談窓口や障害者地域生活支援センター、計画相談支援を行う特定相談支援事業所と、介護保険の地域包括支援センター・居宅介護支援事業所などが相互に円滑な連携を図り、介護保険の適用後も安定して在宅生活を継続できるよう支援していきます。</p> <p>介護保険の適用後においても、高齢の障がいのある人にとって必要とされる居宅介護や重度訪問介護などのサービスについては、個々の事情に応じて利用できる仕組みを検討していきます。また、ケアマネジャーの障がいに対する理解促進に努めます。</p> <p>③障害福祉サービス事業を併設した介護保険施設などの整備</p> <p>65歳に到達した障がいのある人は、介護保険による保険給付が適用されることから、介護保険に基づく事業者が高齢の障がいのある人への配慮を求めています。また、介護保険施設などに障害福祉サービス事業の併設を促進していきます。</p>

2. 保健・医療

【現状と意見】

＜○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見＞

○医療と福祉の連携は、十分とは言えない状況であり、医療側と福祉側が各々の制度を知りあえるような、横のつながりを図る仕組みづくりが求められています。

◎障がいがあることにより診療を断られるという事例をなくし、地域で診療が受けられるようにしていく必要があります。

◎入所施設における医療の提供については、施設事業者は嘱託医を置かなければサービス報酬が減算され、嘱託医は診療報酬が請求できず施設からの報酬のみという制度上の問題から引き受け手がいないなど、医療と福祉の連携が困難な状況であり、連携を進めていくことが求められています。

◎障がいのある人が、病気や症状に合わせて医師を選ぶことのできる医療アクセス権を担保することが求められています。

【施策の方向性】

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、障がいに関する専門医療の提供、医療的ケアの必要な障がいのある人への医療の提供、急発・急変時における医療体制の充実および医療アクセス権の担保など、保健・医療提供体制を確保していきます。また、障がいの原因となる疾病の予防や障がいの早期発見に努めます。

医療的ケアの必要な障がいのある人が利用できる医療関係や障がい福祉関係の情報を収集しコーディネートできる仕組みを検討するなど医療と福祉の連携を推進し、リハビリテーションの充実やこころの健康づくりを推進します。

(1) 保健の充実

①障がいの早期発見

乳幼児健康診査、学校における健康診断などの適切な実施により、早期に適切な支援が受けられるよう障がいの早期発見に努めます。

②障がいの原因となる疾病の予防

生活習慣病や感染症などに関する健康教育や健康こうべ2017に基づく市民の健康づくりなどを通じ、引き続き、循環器疾患・糖尿病など障がいの原因となる疾病の予防に努めます。

③こころの健康づくり

社会の複雑化・高ストレス化によりうつ病などの精神疾患にかかる人が増えており、自殺の大きな要因ともなっています。市では、自殺対策にかかる基本計画である「神戸いのち大切プラン」に基づき、うつ病などの精神疾患の早期発見、早期受診のための正しい知識の普及啓発、神戸G-P ネットワーク（神戸市医師会、兵庫県精神

	<p>科病院協会、兵庫県精神神経科診療所協会による、かかりつけ医と精神科医の連携システム)の推進など、自殺予防情報センターを中心に自殺対策を総合的に推進する中で、うつ病対策にも取り組んでいきます。</p> <p>平成28年に向けて、平成21年の自殺者数を20%以上減らしていきます。また、子どもの自殺をなくすための取り組みを進め、重点対策として、若者の自殺予防、自殺未遂対策を強化します。</p>
	<p>④相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健相談 <p>区保健福祉部では、今後も引き続き障がいのある人とその家族が気軽に相談できる体制を維持します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康センター <p>区だけでの対応が困難な事例に対して、専門的助言を行うほか、思春期、アルコール・薬物関連などの専門的な相談の充実を図ります。</p>
	<p>⑤リハビリテーション</p> <p>障がいのある人が必要なリハビリテーションを受けられるよう医療機関や関係機関との連携を図ります。</p> <p>在宅障害者福祉センターにおいて身体障害者機能訓練事業を実施するほか、生活介護事業所での機能訓練の実施など、重度障がいのある人が必要な機能訓練を地域の中で継続して受けることができるよう支援します。</p>
(2)医療の充実	<p>①医療提供体制の確保</p> <p>医療資源の適正配置、救急医療の安定確保など障がいのある人も含めすべての市民が安心して暮らせる医療提供体制の確保に努めます。</p>
	<p>②障がいに関する専門医療</p> <p>総合・西部療育センターでは、障がいに関する診断や専門的医療を提供します。</p>
	<p>③歯科医療</p> <p>こうべ市歯科センターでは、障がいのある人など地域の歯科診療所では治療困難な人を対象に、後送病院である西市民病院と連携し、全身麻酔や鎮静法などの高度な医療をより安全な治療体制で提供することによって障がいのある人などの歯科口腔衛生の向上を図っており、障がいの特性に応じた歯科診療を行います。</p>

④急発・急変時における精神科医療体制など

精神障がいのある人がいつでも安心して暮らせるよう、急発・急変時における精神科医療体制を充実します。また、精神科病院に入院加療中の患者が身体疾患を併発した場合の対策病床を引き続き確保します。

⑤医療費などの助成

自立支援医療については、神戸市独自の利用者負担の軽減を実施し、障がいのある人に不可欠な医療面の支援を行います。また、重度障害者医療費助成や指定難病医療費助成や小児慢性特定疾病医療費助成など引き続き医療面の支援を実施し、区の窓口などで制度の周知に努めます。

⑥医療と福祉の連携など

障がいの重度化・重複化の傾向に対応した障がい児施設と医療機関との連携や、特別支援学校での医療的ケアの実施に対する支援など、引き続き医療と福祉・教育の連携を充実させます。

また、精神障がいのある人や医療的サービスの必要な人については、地域での生活を続けることができるよう、引き続き医療と福祉の連携を図っていきます。

⑦重症心身障がい者などに対する医療福祉などのコーディネート

重症心身障がい者などが利用できる医療関係資源や障害福祉サービス事業の情報を収集し、必要時に情報提供やコーディネートできる仕組みを検討します。

⑧補装具費の支給

身体障がいのある人や身体障がいのある子どもの失われた身体機能を補完または代替する補装具費にかかる費用を支給します。また、20歳未満の人の補装具費について、利用者負担の軽減を引き続き行います。

3. 安全な居住環境

【現状と意見】

<◇障がい者生活実態調査>

◇障がいのある人が災害時に困ることは、「避難場所の設備や生活環境が不安」が多く、福祉避難所の周知が必要です。

◇災害時に「一人で避難できない」人のなかで、家族以外の支援者がいない人の割合は、半数程度となっており、支援者の確保など地域の協力が必要です。

<○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見>

◎市営住宅のエレベーター設置や障がい者向けの公営住宅の整備など、住環境のバリアフリー化が求められています。

○災害や感染症が発生した時の要援護者への支援体制を整備する必要があります。

○支援者の災害時対応の訓練も十分にはできていない状況です。

◎災害時における障がいのある人の避難場所の確保が求められています。

◎災害時の支援について、要援護者名簿に名前の載らない難病のある人や、外見からは分からない内部障がいのある人などについても、迅速かつ安全な避難や避難生活などに対する支援について検討していく必要があります。

【施策の方向性】

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが安全で安心して暮らすことができるよう、住宅のバリアフリーのための助成や相談、市営住宅におけるバリアフリー化を進めます。

障がいのある人が、地域社会において安全・安心に生活することができるよう、日ごろからの防災活動や緊急時の情報提供などを実施し、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」にもとづき、地域における災害時要援護者支援の取り組みの推進と福祉避難所などにおける支援の充実に努めていきます。

(1) 住環境のバリアフリー化

① バリアフリー化の推進

個人の住宅のバリアフリーのための助成及び貸付や共同住宅バリアフリー改修補助事業（共用部分）を行い、住まいのバリアフリー化を推進します

市営住宅においては、エレベーターの設置や敷地内通路の段差解消などによりバリアフリー化を進めます。建て替えを行う市営住宅においては、住戸内外の段差解消など様々な人に優しいユニバーサルデザインに配慮した仕様での整備を行うとともに、車椅子常用世帯向けの住戸を確保していきます。

	<p>②住まいに関する相談</p> <p>神戸市すまいとまちの安心支援センター（すまいるネット）において、バリアフリー化など住まいに関する様々な相談に対応します。</p>
(2)防災対策	<p>①防災活動</p> <p>防災福祉コミュニティにおける防災活動、福祉活動などを通じて、障がいのある人が安心して地域で暮らしていける環境づくりを支援します。日ごろの防災訓練や防火への指導、防災拠点での備蓄用品などについても、障がいのある人をはじめ様々な人に配慮していきます。</p>
	<p>②緊急時の情報提供</p> <p>緊急時に携帯電話のメールによる災害情報などの提供を行うひょうご防災ネットの普及など情報伝達手段の整備を図ります。また、情報アクセスの困難な障がいのある人へ緊急情報が確実に届くように配慮していきます。</p>
	<p>③災害時など要援護者への対応</p> <p>神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例にもとづき、地域における災害時要援護者支援の取り組みの推進と、拠点的機能を持つ福祉避難所の充実などの災害対応力の強化を図ります。</p> <p>また、区自立支援協議会では、日頃から地域への障がい理解のための啓発活動や、声かけ、防災訓練への参加など、障害者手帳の有無に関わらず、要援護者支援の取り組みも進めていきます。</p>
	<p>④事件・事故などの心のケア</p> <p>大きな事件・事故や災害が起きた場合に、心のケアに取り組みます。</p>

4. 相談

【現状と意見】

＜◇障がい者生活実態調査＞

- ◇自宅・地域で生活するために、「安心して利用できる相談員や相談窓口があること」を必要としている割合が高く、障がいのある人が地域で暮らす時に生じる様々な問題を手助けする身近な相談窓口が求められています。
- ◇通院で精神医療を受けている人や発達障がいのある人は、「安心して利用できる相談員や相談窓口があること」が、他の障がいに比較して高くなっています。

＜○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見＞

- 障害者手帳や障害福祉サービスの申請受付や支給決定を行う区役所の役割は重要です。
- 障害者地域生活支援センターは、計画相談支援の創設や利用者の増加などに伴い業務が増えています。
- 障害者地域生活支援センターが十分にその業務が行なえるようにしていく必要があります。
- 特定相談支援事業所や一般相談支援事業所が少なく、特定・一般相談支援事業所数の充実に向けた取り組みが必要です。
- ◎障害者地域生活支援センターなどに当事者の立場に立って支援ができるよう、ピアカウンセラーの配置が求められています。
- ◎ひきこもりの人に対する支援の充実が求められています。
- ◎統合的、包括的な相談体制の整備が求められています。

【施策の方向性】

障がいのある人の自己決定を尊重して、身近な地域で必要な情報や相談支援を受けることのできる体制を充実し、一人ひとりのニーズを把握し、ニーズに応じた個別支援を行います。

身近な相談窓口として、区役所や障害者地域生活支援センター、発達障害者相談窓口、障害者就労推進センターなどの相談支援内容を充実していきます。

専門相談窓口として、障害者更生相談所・こころの健康センター・発達障害者支援センター・療育センター・子ども家庭センターなどが、それぞれの役割に応じ、障がいのある人の相談支援を行っていきます。

障がいのある人からの相談における様々な課題は、ひとつの機関だけで解決できないものも多いため、相談窓口相互の連携やサービス提供事業者などとの連携を図っていきます。

障がいのある人とその家族などが地域で生活できるよう、家族の負担感や孤立感の軽減を図るため、相談支援の充実を図ります。

(1)相談窓口の充実

①区役所

市民に身近な相談窓口として区役所保健福祉部があり、広く障がいに関する相談を受け付け、必要な情報提供を行い、各専門機関につな

	<p>ぐ機能を果たします。また、職員の知識向上を図るとともに、各機関と連携して適切に対応していきます。</p>
	<p>②障害者地域生活支援センター</p> <p>障がいのある人が、地域で暮らすときに生じる様々な課題を共に考え、解決の手助けや情報提供を行う身近な相談窓口として市内 14 か所に設置した障害者地域生活支援センターにおいて、当事者の立場に立った相談支援を充実していきます。</p> <p>また、区と協力し、地域の特定相談支援事業所や区社会福祉協議会など様々な相談機関とのネットワーク構築と連携強化を図る区域における基幹的な機能を充実します。</p>
	<p>③基幹相談支援センター</p> <p>平成 24 年度に立ち上げた基幹相談支援センター（1 か所）において、各障害者地域生活支援センターや市内相談支援事業所を統括・後方支援し、相談支援機関の連携を図るための調整や研修などの実施により、市全体の相談支援体制の強化・充実に努めます。</p>
	<p>④発達障害者支援センター</p> <p>発達障害者支援センターは、発達障がい支援における各関係機関のネットワークの構築を行いながら、相談支援、当事者・家族支援、関係機関職員など支援者支援、普及・啓発事業を行っています。引き続き、専門的な相談機能の充実など、積極的に各事業に取り組んでいきます。</p>
	<p>⑤発達障害者相談窓口</p> <p>発達障がいのある人の相談は、市内 4 か所の発達障害者相談窓口で行っています。</p> <p>相談支援体制の充実にあたっては、平成 25 年度より順次、各相談窓口の相談員体制を 1 名から 2 名に拡充し、関係機関への同行支援が図れるようにしました。また、専門家による研修など実施により、相談員の一層のスキルアップを行い、専門的相談機能の充実を引き続き図っていきます。</p> <p>また、思春期・青年期世代の発達障がいのある子どもの相談についても取り組んでいきます。</p>
	<p>⑥障害者就労推進センター</p> <p>障がいのある人の就労に関する相談は、市内 4 か所の障害者就労推進センターで行っており、平成 26 年度より、地域障害者就労推進センター 3 か所に、①障がい特性に配慮した相談支援や職場定着支援を</p>

行う「精神・発達障害者就労支援員」、②中小企業における就労機会の拡大を図るための「しごと開拓員」を増配置しています。

この体制により、障がいのある人・雇用事業主へのサポート内容の充実を図り、地域の福祉・医療機関やハローワーク、特別支援学校などとネットワークを構築し、情報提供や意見交換を含め連携を図りながら、障害者手帳の有無にかかわらず、「働きたい」「働きつづけたい」障がい者の就労相談や職場開拓、職場定着支援に、より一層努めていきます。

また、働く障がい者が憩い集う居場所の運営も引き続き行い、職場定着を支援します。

⑦こころの健康センター

区だけでの対応が困難な事例に対して、専門的助言を行うほか、思春期、アルコール・薬物関連などの専門的な相談の充実を図ります。

また、「自殺予防とこころの健康電話相談」として、精神障がいを含め、自殺予防とこころの健康についての相談に応じていきます。

⑧ひきこもり地域支援センター

障がいの有無にかかわらず、ひきこもりの方の相談支援を行うため、ひきこもり地域支援センター「ラポール」を設置しています。また、ひきこもりサポーター養成など、今後もひきこもりへの支援者(理解者)を増やし、ひきこもり状態にある人の自立を支援します。

⑨障害者虐待防止センター

障害者虐待防止センターでは、障害者虐待に関する相談・通報を受け付け、区役所や障害者地域生活支援センターで、障がい者本人や養護者に対する支援を行っていきます。また、施設従事者などや利用者による虐待防止のため、指導・研修や啓発に努め、支援者が虐待に対する支援を行うにあたり専門的なアドバイスを受けることができる仕組みなど、虐待防止体制の拡充について検討していきます。

⑩様々な障がいなどに配慮した専門相談

視覚や聴覚に障がいのある人に配慮した専門相談体制の充実に努めるとともに、各相談機関との連携による、きめ細やかな支援を行えるよう検討していきます。

難病のある人やその家族からの病気や療養生活に関する相談について神戸難病相談室で応じていきます。また、高次脳機能障がいのある人については、兵庫県と連携して支援を行っていきます。

	<p>⑪その他の公的機関</p> <p>その他の専門的な相談窓口として、障害者更生相談所・在宅障害者福祉センター・総合療育センター・こども家庭センターなどの公的機関が、それぞれの役割に応じて引き続き障がいのある人の相談支援を行っていきます。</p>
	<p>⑫心身障害福祉センター・こころの健康センター・発達障害者支援センターの連携</p> <p>精神障がい者・発達障がい者への支援の拡大、専門職員の連携による区役所保健福祉部や発達障がい者の相談窓口の後方支援など、3センターの連携を強化し、相談体制の充実を図ります。</p>
	<p>⑭生活の安定に向けた支援</p> <p>各区に設置した自立相談支援窓口（くらし支援窓口）や地域福祉ネットワークを中心に、関係機関などと連携し、社会資源や地域ネットワークを活用することにより、生活困窮者の早期発見に努めるとともに、包括的・継続的な相談支援を行っていきます。</p>
(2) ネットワーク化	<p>①相談支援体制の重層化</p> <p>障がいのある人の抱える様々な課題は、ひとつの機関だけで解決できないものも多いため、区役所や障害者地域生活支援センターや特定相談支援事業所を核として、身近な相談については身体障害者福祉相談員や知的障害者相談員、精神障害者相談員などが対応し、障がいのある人がどこに相談しても、各関係機関が連携し、適切な機関へとつなぎ、支援を受けられるよう、相談窓口相互の連携や、相談窓口と具体的なサービス提供事業者などとの連携の充実を図り、重層的な相談支援体制の構築を進めていきます。</p>
	<p>②区を単位とした地域に密着した連携</p> <p>区自立支援協議会は、相談支援をはじめ地域の障がい福祉について、中核的な協議の場として位置付けられています。地域での支援体制としては、各区に設置された区自立支援協議会を中心に区を単位とした地域に密着したネットワークを構築していきます。</p> <p>ネットワーク構築に当たっては、障害福祉サービスを提供する事業所などとともに、地域活動の担い手である民生委員・自治会・婦人会・ボランティア・障がい当事者などの参画をさらに推進していきます。</p> <p>また、障がいのある人が、身近な場所で生活面や就労面を含めた福祉サービスへのアクセスをしやすいするため、障害者地域生活支援センター、発達障害者相談窓口、就労推進センターの連携を進めていきます。</p>

(3) 計画相談支援・ 地域相談支援	<p>障害者総合支援法に基づく計画相談支援や地域移行支援・地域定着支援を行う地域相談支援においても、障害福祉サービスの利用を希望する人などに対して、個別の状況把握や必要な情報提供、助言などの基本相談に対応します。</p>
(4) ニーズに応じた 個別支援	<p>計画相談支援を行う特定相談支援事業所や各障害福祉サービスを提供する事業所などが、一人ひとりのニーズを把握し、支援の目標を共有した上で、サービス利用計画や個別支援計画に基づき、総合的かつ一貫性をもったサービスの提供を行うとともに、障がいのある人の生きがいや意欲を高めていくように支援します。</p> <p>また、学校や施設など障がいのある人のライフステージに変化があった場合は、切れ目のない一貫した支援が可能となるよう、個人情報に配慮しながら必要な情報を提供していきます。</p>
(5) 事業者・人材の 確保	<p>障害福祉サービスの利用を希望する障がいのある人が、計画相談支援を行う特定相談支援事業所を選択し、サービス利用支援などを円滑に提供されるよう、市内の特定相談支援事業所や地域相談支援を行う一般相談支援事業所などの確保に努めていきます。</p> <p>特定相談支援事業所向けの研修を実施するなど、計画相談支援に関わる相談支援専門員の資質の向上に努めます。</p>

5. 情報アクセス・コミュニケーションの保障

【現状と意見】

<◇障がい者生活実態調査>

◇障がいのある人は、福祉サービスの情報を市の広報紙やパンフレット、各区保健福祉部などから得ている割合が高くなっています。

<○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見>

○手話通訳の派遣は増えてきていますが、要約筆記の派遣は依然少ない状況です。

○手話言語条例が制定されたことも踏まえ、手話通訳だけではなく筆談による支援も広く周知し、協力が得られるようにしていくことが求められています。

◎手話言語条例が施行されていますが、周知が徹底されておらず、イベントなどで手話通訳が配置されていないことがあります。主催者は手話通訳を配置したくても資金面などで困難な場合があり、より積極的な支援が求められています。

◎手話通訳者の派遣について、イベントへの配置だけでなく、開催するにあたって行う会議などについても支援を検討することが求められています。

◎点字対応や盲ろう者へのコミュニケーション支援、知的や言語障がいのある人への通訳ができる人材の派遣などさらなるコミュニケーション支援が必要です。

◎途中で聴覚障がいとなった人に対し、磁気ループの設置などの支援が求められています。

【施策の方向性】

手話への理解の促進と手話の普及、ろう者及びろう者以外の者が共生する地域社会の実現を目的に、神戸市みんなの手話言語条例（平成27年4月）が施行され、また、障害者差別解消法に基づく基本方針で、合理的配慮を的確に行うための環境整備として、意思表示やコミュニケーションを支援するための人的支援、情報アクセシビリティ（利用のしやすさ）の向上に努めていくものとされています。

障がいのある人が必要な情報へのアクセスを円滑にでき、情報へのアクセス保障に不可欠な、障がいのある人にあつた言語やコミュニケーション手段の確保に努め、意思表示やコミュニケーションを行うことができるようにしていきます。

(1) 情報アクセス

① 相談窓口の連携・アクセス向上

各相談窓口の連携を進め、障がいのある人が、身近な場所で福祉サービスへアクセス（到達）しやすくします。

また、多様な関係機関・関係者の分野を越えた地域福祉の重層的ネットワークの構築により、様々な課題などを抱える障がいのある人が、必要な情報へアクセスしやすくなるようにしていきます。

② ICTの活用

情報提供にあたっては、広報刊行物だけではなくインターネットや電子メールなどICT（インフォメーション・コミュニケーション・テ

	<p>クノロジー)の活用を図っていきます。</p> <p>そのため、日常生活用具費支給事業による情報・通信支援用具(パソコン周辺機器・ソフトウェア)を支給していきます。</p>
	<p>③点字化・音声化など</p> <p>障がいのある人に確実に情報を届けるため、「障害者福祉のあらまし」などで実施している点字化・音声化に加えて、「障害福祉サービス制度の案内」など、市の障がい福祉に関する広報物への音声コードの添付などを進めていきます。また、障がいの特性に合った情報提供ができるようルビを付けたり、イラストを用いたわかりやすい表現を工夫するなどの取り組みも進めていきます。</p>
	<p>④点字図書館</p> <p>視覚障がいのある人については、市立点字図書館において、点字図書や点字資料、デイジー図書の閲覧や貸し出し、読み書きサービス、広報紙「K O B E」点字版・テープ版の発行、公文書の点字化などのサービスを行っていきます。</p> <p>市立点字図書館や市立図書館における対面朗読サービスや、区役所窓口で受け付けている点字図書給付の実施により、視覚障がいのある人の情報アクセスを支援していきます。</p> <p>地域における啓発・福祉体験活動の実施とともに、市立点字図書館における視覚障がい者用機器の相談や講習会を充実していきます。</p>
	<p>⑤聴覚障害者情報センター</p> <p>聴覚障害者情報センターを兵庫県と神戸市が協力して運営し、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣および養成など、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援する事業や、聴覚障がいのある方に向けた字幕や手話入りビデオカセットの貸出事業、磁気ループの活用などの実施により、聴覚障がいのある人の情報アクセスを支援していきます。</p>
	<p>⑥市政情報の提供・申請などへの配慮</p> <p>移動が困難な障がいのある人の情報アクセスが容易になるよう、各種手続きの電子申請の推進やICTの活用を進めていきます。</p>
(2) コミュニケーション支援	<p>障がいのある人とない人の交流を促進するよう、障がいのある人にあつた言語やコミュニケーション手段の確保に努めていきます。</p> <p>手話通訳者、要約筆記者やガイドヘルパーの養成、ICTの活用を通じて、必要なコミュニケーション手段の確保・向上を図っていきます。</p>

	<p>①神戸市みんなの手話言語条例 神戸市みんなの手話言語条例（平成 27 年 4 月施行）に基づき、ろう者のコミュニケーション手段である手話に対する理解を促進し、手話の普及に努めます。</p> <p>また、条例に基づき策定する施策の推進方針をふまえ、手話啓発講座や手話通訳者の派遣要件の検討などの手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。</p> <p>②手話以外のコミュニケーション支援 手話以外でも、聴覚障がいのある人については要約筆記や I C T の活用促進、盲ろうに対する盲ろう者向け通訳介助員派遣、視覚障がい者へのトータルサポート事業における相談支援など、コミュニケーションを支援する施策の充実に努めます。</p>
(3)入院時のコミュニケーション支援	<p>重度の障がいにより意思疎通に支障をきたしている人が、医療機関のスタッフと円滑なコミュニケーションがとれるよう入院時コミュニケーション事業を引き続き実施していきます。</p>
(4)緊急時・災害時の対応	<p>緊急時や災害時に、障がいのある人に、情報が伝わり、安全に避難などの対応ができるように取り組みを進めていきます。</p> <p>①緊急時の情報アクセス 緊急時に携帯電話のメールによる災害情報などの提供を行うひょうご防災ネットや、緊急通報システム（ケアライン 119）などの普及を進めることにより、情報アクセスの困難な障がいのある人へ情報が確実に届くよう体制を整備していきます。</p> <p>②災害時の要援護者支援 神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例に基づき、災害時に障がいのある人が迅速かつ安全に避難し、安心して避難生活を送るための施策の推進に努めます。</p>

6. 権利擁護・差別解消

【現状と意見】

＜◇障がい者生活実態調査＞

- ◇差別や偏見を受けたことがある障がいのある人は、知的障がいと重複障がいにおいて半数を超えています。
- ◇財産管理や契約締結に関して、知的障がいのある人や発達障がいのある人で困難さを感じている割合が高くなっています。
- ◇成年後見制度については、制度についてよく知らない、名前は知っているが内容がよくわからない割合が高くなっています。

＜○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見＞

- 平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法について、具体的な対応内容が分かりづらく、明解に示すことが求められています。
- 障害者虐待防止法施行後 3 年を経過するが、事案対応や虐待認定への専門的助言を得るための体制整備が進んでいない状況です。
- ◎障がいのある人への虐待について、報告として挙がっていない虐待を把握することや、個別対応をどのようにしていくのかについて検討していくことが求められています。
- ◎成年後見制度の後見報酬が高く、利用について支援が求められています。
- ◎成年後見人は金銭や法律に関する管理はできるが、本人に代わって意思決定ができないなどの問題があり、その権限や担い手の見直しが求められています。
- ◎障がい者差別解消に関する条例制定について、スケジュールを明示し、取り組んでいくことが求められています。
- ◎条例の制定については方向性を示し、積極的に取り組む必要があるが、内容の質を担保するため、期限を決めず、十分な検討をしていくことが求められています。
- ◎虐待に関する相談件数が増加しており、その現状を把握、分析した上で、対応していくことが求められています。
- ◎虐待に関する相談件数の増加の背景には、養護者や施設従事者、使用者の困難さが存在することが考えられ、その困難さを改善するための支援を検討する必要があります。

【施策の方向性】

平成 26 年 1 月に批准された障害者権利条約に規定する障がいのある人の人権及び基本的自由を守るために、権利擁護の推進や差別解消の取り組みを進めていく必要があります。

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定された障害者差別解消法などに基づき、障がいを理由とする差別の解消の取り組みを進め、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざします。障がいのある人の権利や尊厳をおびやかす虐待を防止するとともに、養護者への支援についても規定している障害者虐待防止法に基づき、虐待の早期発見と対応に努めていきます。

<p>(1)障がい者差別の解消</p>	<p>障害者差別解消法に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいのある人に対する差別の解消を推進します。</p> <p>①相談・紛争解決の体制整備 障がい者差別に関する相談に的確に応じ、紛争を防止・解決するため、仕組みづくりを進めていきます。</p> <p>②ネットワークの構築 身近な地域で障がい者差別の解消に向けた取り組みを進めるための関係機関のネットワークづくりを進めます。</p> <p>③市職員の適切な対応 市職員に向けて、差別的取扱の具体例や合理的配慮の好事例などを示し、より適切な対応ができるよう努めます。</p> <p>④啓発 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動を行います。</p> <p>障がい者差別解消に向けた取り組みとして、条例の制定を積極的に検討し、障がいや障がいのある人に対する理解を深める市民フォーラムや啓発活動などの取り組みを進めていきます。</p>
<p>(2)虐待防止</p>	<p>障害者虐待防止法に基づき、障がいのある人の権利や尊厳をおびやかす虐待を防止するとともに、障がいのある人を養護している養護者への支援をしていきます。</p> <p>①障がい者虐待に関する相談を受け付ける障害者虐待防止センターを運営していきます。</p> <p>②緊急的な一時保護のための施設を確保していきます。</p> <p>③区役所や障害者地域生活支援センターにおいて、障がいのある人本人や養護者に対する支援を行います。</p> <p>④施設従事者や利用者からの虐待についても未然防止や適切な指導に努めます。</p> <p>⑤支援者が支援を行うにあたり、専門的な助言を受けることができる仕組みなど、虐待防止体制の拡充を検討していきます。</p>
<p>(3)福祉サービス利用援助</p>	<p>判断能力が不十分などの理由で、日常生活を営む上で支障のある障がいのある人に、日常的金銭管理サービスなどを行う「福祉サービス利用援助事業」をこうべ安心サポートセンターで実施します。</p>
<p>(4)成年後見制度</p>	<p>成年後見制度の利用について、区役所や障害者地域生活支援センターにおいても、情報提供を行い、制度の利用が必要な方を「成年後見</p>

支援センター」につないでいくなど、利用の周知を図っていきます。

判断能力がなく成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、親族がないなどの理由で成年後見の申し立てができない場合は、市長が申し立てを行うとともに、その方が生活保護受給者など資力のない場合は、申立費用や後見報酬を助成（要件・上限あり）します。

神戸市成年後見支援センターでは市民後見人を養成し、その活動を支援するとともに、成年後見に関する専門相談や申し立て支援などを行うことにより、成年後見制度の利用を支援します。

7. 地域福祉力の向上・人材育成

【現状と意見】

＜○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見＞

○障がいのある人に対応したボランティアが少ない状況にあります。

○地域での見守り体制の確保のため、身体障害者福祉相談員・知的障害者相談員の充実を求められています。

○高齢・児童・障がいの各分野での地域福祉力の向上のため、身体障害者福祉相談員・知的障害者相談員と民生委員・児童委員の横のつながり作りが求められています。

◎事業所や従事者の質を高めるため、障がい種別や障がい特性にあった研修の実施などにより、福祉サービスの人材育成を進めていく必要があります。

◎知的障害者相談員・身体障害者福祉相談員などのより積極的な活用を検討していくことが求められています。

◎地域住民や地域団体による、支援を取り入れていくことは重要であり、その質の向上のためには行政による支援・指導が必要です。

◎地域住民の障がい理解を進めるためには、障がいのある人と共に活動するなどのふれあいのなかで、互いに努力し理解していくことが重要であり、そのような機会が求められています。

◎ふれあいのまちづくり協議会の役割が変化しつつあり、障がい者支援の取り組みを促進していくことが求められています。

◎ふれあいのまちづくり協議会について、障がいのある人の参加が求められています。

◎地域福祉力の向上には、社会福祉協議会やコミュニティーワーカーの活用が求められています。

【施策の方向性】

障がいのある人が地域で暮らしていくためには、支えてくれる人材や仕組みが必要です。

地域に密着したネットワークとして、各区に区自立支援協議会が設置され、また、地域においては、ふれあいのまちづくり協議会や自治会、NPO、民生委員などが、見守り活動や防災、障がい者支援の取り組みなどの活動を行っています。

神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例に基づき、市の関係機関が連携して、地域の実情に応じた支援体制づくりを普及啓発し、取り組みを支援していきます。

障がいのある人が地域で暮らしていけるよう、地域住民を巻き込みながら、障がいのある人を地域で支えていく仕組みを構築していきます。

福祉サービスを担う人材を確保し、研修の実施などにより資質の向上を図り、人材育成を進めていきます。

(1) 地域で支える仕 ①区自立支援協議会

<p>組みの構築</p>	<p>地域支援の体制として、各区に設置された区自立支援協議会を中心に、区を単位とした地域に密着したネットワークを構築していきます。</p> <p>②区社会福祉協議会（ボランティアセンター） ボランティアセンターを通じて、地域で活動する市民やボランティアを、必要とする方に紹介していきます。</p> <p>③地域福祉のプラットフォームの構築 区社会福祉協議会を中核として、地域福祉ネットワークが、地域支え合い活動の充実や、災害時における要援護者への支援体制の整備などの福祉課題への対応や、地域を支える多職種・多団体とのネットワークづくりを進めます。</p> <p>また、近隣住民がちょっとした異変に気づいたときに、ふれあいのまちづくり協議会などに円滑につながる仕組みを構築していきます。</p> <p>福祉に関する困りごとを地域福祉センターで相談できる場づくりや、比較的軽度な困りごとやニーズに対してお互いが助け合う仕組みづくりに、引き続き取り組みを進めます。</p> <p>地域で支援を必要とする人を住民同士で見守り支え合う「地域支え合い活動」を発展させていきます。</p>
<p>(2)人材の発掘・養成</p>	<p>①身近な支援の担い手の発掘 効果的な啓発活動を通じて、専門的知識はないが、日常生活のなかで障がいのある人を支えてくれる身近な人を発掘していきます。</p> <p>②ボランティア養成と活動支援 ボランティア講座などを実施し、ボランティアの養成を図り活動を支援します。</p> <p>③多様な支援の担い手 地域活動の担い手である民生委員・児童委員・自治会・婦人会・ふれあいのまちづくり協議会・福祉サービス事業者やNPO法人などの地域の社会資源を活用し、支援のあり方を検討していく必要があります。</p> <p>④相談員 地域で生活するために必要なサービスのことや、日常の悩み、仕事のこと、経済的な問題、将来のことなど、身近な相談先として、身体障害者福祉相談員および知的障害者相談員が相談に応じています。</p> <p>また、精神障害者相談員は、精神障がいのある人及びその家族の相談に応じ、必要な助言を行っています。</p> <p>相談員など人材の活用について、自立支援協議会などにおいて継続的に検討していきます。</p>

(3) 地域活動の推進

①障がいのある人を支える地域活動

地域において障がいのある人を支える様々な担い手によって実施される、見守り活動や、防災活動、交流活動、要援護者支援活動などの取り組みを推進していきます。

②障害福祉施設の地域貢献

障害福祉施設（資源）が地域の中で開かれた拠点となるような仕組みづくりを検討します。

(4) 福祉人材の育成

市民福祉大学では、社会福祉に従事する職員の資質向上を図るための研修を実施し、介護サービス協会では訪問介護員に対する研修を実施しています。また、県においても福祉人材の確保・質の向上に向けた研修を実施しており、これらの研修について、各サービス提供事業所に情報提供を行うなどして、市内介護従事者の人材育成に引き続き取り組んでいきます。

8. 住まいの確保、地域移行・地域定着のための支援

【現状と意見】

<◇障がい者生活実態調査>

- ◇身体障がいのある人の施設入所者は、「今の施設で、このままずっと暮らしたい」が増加しています。
- ◇知的障がいのある人の在宅者は、「自宅で家族と暮らし、在宅サービスを利用したい」が減少していますが、グループホームや入所施設を希望している人は増加しています。
- ◇知的障がいのある人の施設入所者は、「今の施設を出て、グループホームで暮らしたい」が増加し、「今の施設で、このままずっと暮らしたい」「今の自宅に戻って、家族と一緒に暮らしたい」が減少しています。
- ◇重複障がいのある人の施設入所者は、「自宅に戻って、家族と一緒に暮らしたい」が減少しています。

<○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見>

- グループホームの数が少なく、特に市街地に少ない状況となっています。
- グループホームを新しく立ち上げる時に費用がかさむため助成制度の充実が求められています。
- ◎グループホームの運営は人材の確保が困難であり、現在の報酬では人員の増加や夜間・土日の配置は費用面からも困難です。
- ◎重度の障がいのある人も地域で安全に安心して暮らすことが出来るよう、グループホームなどの整備が必要です。
- ◎市営住宅を活用したグループホームの整備については、住宅部局など関連部局と連携して取り組んでいく必要がある。
- 連帯保証人がいない場合の住居の契約が困難となっています。
- 施設入所待機のために、短期入所のロングショートでの利用が増え、緊急時の短期入所の空きが確保できない状況となっています。
- 地域生活支援拠点の整備にあたり、緊急時の短期入所の確保や24時間の見守り体制を含めた検討が求められています。
- 地域生活支援拠点の整備について検討していくためにも、真に入所が必要な人の状況を把握する必要があります。
- ◎地域生活支援拠点の整備においては、建物の確保が求められています。
- ◎地域生活支援拠点については、建物の確保よりも、その機能が重要になります。
- ◎様々な状況や立場の障がいのある人に対応した支援が提供できる体制についての検討が求められています。
- 入所施設や精神科病院からの退所・退院が可能な場合でも、地域移行が進まない状況です。
- 地域移行や地域定着を担う指定一般相談支援事業所が少なく、事業所の増設に対する働きかけが必要です。
- ◎学校や事業所において、障がいのある人が自立して生活していくために必要な能力を身につけることができるよう、職員の質の向上を図っていくための支援が求められています。

【施策の方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らせるよう、グループホームの整備や、民間賃貸住宅への入居支援など、多様な住まいの確保を推進します。

障がいのある人が地域で住み続け、親なき後も自宅で暮らし続けられるよう、相談体制の整備や緊急時の対応、障害福祉サービスをはじめ様々な社会資源を活用するためのコーディネーター配置など、地域でともに支える仕組みづくりを検討していきます。

また、地域移行を希望する施設入所・入院中の障がいのある人への地域移行支援とともに、家族と住む住居やグループホームから地域へ移行した場合でも、安心して地域で生活できるよう地域定着支援を行うための環境を整備していきます。

障がいのある人の高齢化への対応として、障がいのある人のための住居や介護保険施設で暮らせる仕組みづくり、高齢化に対応した施設のバリアフリー化への支援を行います。

<p>(1) グループホームなどの整備</p>	<p>現在地域で暮らしている障がいがある人が「親なき後」も引き続き地域で安心して生活でき、また、入所施設や精神科病院から地域生活に移行して自立した生活を営むためには、住まいの確保が必要です。</p> <p>住まいとなるグループホームについては、改修などにかかる経費を助成したり、市営住宅の空き住戸を利用したりして、整備をすすめています。今後も、民間住宅の空き家を利用する方法を検討するなど、関連部局と連携して積極的に取り組みます。</p> <p>また、重度の障がいがある人を含め、障がいの程度に関わらず利用できるよう、グループホームの整備を進めていきます。</p>
<p>(2) 市営住宅での取り組み</p>	<p>入居者募集に当たっては、引き続き障がい者世帯向住宅の設定や申し込み時の優遇措置により、入居機会の優遇を図っていきます。</p> <p>また、市営住宅の空き住戸を活用したグループホームの整備を行っていきます。</p>
<p>(3) 民間賃貸住宅への入居支援</p>	<p>「連帯保証」「残存家具の片付け」「安否確認」などのサービスを提供することで、貸主、借主双方の不安解消をはかり、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度」を神戸市すまいとまちの安心支援センター（すまいるネット）で実施しており、制度の周知を図っていきます。</p>
<p>(4) 地域生活チャレンジ事業の推進</p>	<p>障がいのある人の地域移行の推進及び地域生活の継続支援のため、地域住民に対する啓発や体験の場の提供など、地域の障がい者支援の基盤整備などを行います。</p> <p>① 地域支援機能強化事業</p> <p>市内5か所の障害者地域生活支援センターに配置した地域支援機能強化専門員を中心に、地域移行に関する関係機関及び障がいのある人の地域生活を支援する支援者のネットワークの構築や地域住民に対する普及・啓発などを行います。</p>

	<p>② 体験型グループホーム事業</p> <p>施設入所中や長期入院中、または在宅で生活する障がいのある人で、将来に備えて訓練が必要な方に対して、グループホームの居室を確保し、体験利用を行います。</p>
(5) 地域相談支援	<p>① 地域移行支援</p> <p>障害者支援施設や精神科病院に入所または入院している障がいのある人で、地域生活への移行のための支援が必要と認められる人につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うため、地域移行支援を行う一般相談支援事業所の確保に努めます。</p>
	<p>② 地域定着支援</p> <p>居宅において単身などで生活する障がいのある人につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに相談、その他必要な支援を行い、安定した地域生活を営めるよう支援するため、地域定着支援を行う一般相談支援事業所の確保に努めます。</p>
(6) 精神障がい者の地域移行の推進	<p>市内の精神科病院に入院している市民のうち退院可能な方を対象に、地域移行支援などの個別支援、精神科病院に配置されている退院後生活環境相談員との連携などを通して地域移行を推進するとともに、ピアサポーターによる体験発表などにより、入院患者や市民に対する地域移行の啓発を行います。</p>
(7) 矯正施設などを退所した障がい者への対応	<p>矯正施設などを退所した障がいのある人が、退所後に福祉の手が届かないまま生活に行き詰まり、再犯を重ねることがないように、社会に復帰し地域生活が定着するよう、関係機関と連携しながら退所後の生活支援などに努めます。</p>
(8) 施設入所支援	<p>地域移行・地域定着を進める中で、常時介護が必要な重度障がいのある人など、地域での生活が困難な方の住まいの場としての役割を果たしています。</p> <p>さらに、専門性を持つ地域の資源として、障がいのある人の地域生活を支える役割が期待されます。</p>
(9) 地域生活を支えるサービス基盤の確立	<p>① 障がいのある人が、地域で暮らすときに生じる様々な課題を共に考え、解決の手助けや情報提供をする身近な相談窓口として、市内14箇所に設置した障害者地域生活支援センターでの相談・支援を充実していきます。</p> <p>② 障がいのある人などの居場所である障害者地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会の提供や地域との交流の促</p>

	<p>進など、様々な活動の場・機会を提供します。</p> <p>③重度障がいのある人などの在宅生活を支えるため、今後も引き続き、訪問系サービスの適切な支給決定及び運用に努めます。</p> <p>④緊急時や介護者の介護疲れ防止（レスパイト）のための短期入所の充実に努めます。</p> <p>⑤医療的サービスなどの充実 精神科救急医療体制を継続し精神障がいのある人の緊急時医療体制の充実に努めていきます。</p> <p>また往診や訪問医療、精神科訪問看護の充実、医療機関と障害福祉サービス事業所との連携強化を図っていきます。</p> <p>⑥外出の機会を増やし、地域における自立生活及び社会参加を促します。</p>
(10) 地域生活支援拠点の整備	<p>障がいのある人の高齢化・重度化や親なき後を見据え、障がいのある人の地域生活を支える機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を集約し、コーディネーターによる振り分けなどを行う、通過型の地域生活支援拠点の整備をめざします。</p> <p>整備にあたっては、核となる機能・施設を確保し、モデルとなる拠点とするなかで、神戸市自立支援協議会などでの検証をふまえ、必要な機能や必要数など、そのあり方について検討を行っていきます。</p>

9. 一般就労支援

【現状と意見】

＜◇障がい者生活実態調査＞

◇身体障がいのある人、知的障がいのある人、通院で精神医療を受けている人が一般企業などで働いている割合は、前回調査に比較して増加しています。

◇働くために希望することについては、「障がいにあった仕事を増やしてほしい」「職場内の人に自分を理解してほしい」という回答が、前回調査と比較して増加しています。

◇発達障がいのある人は、今後の就労意向として「働きたい」と回答した割合が、他の障がいと比較して最も高く、就労に対するニーズが高くなっています。また、「障がいにあった仕事を増やしてほしい」「職場内の人に自分を理解してほしい」が、他の障がいと比較して高くなっています。

◇難病患者は、「障がいにあった仕事を増やしてほしい」に次いで「市民や企業に障がいのある人の就労について知ってほしい」と回答した人が多くなっています。

＜○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会の意見＞

○就労の支援が必要な人に対して、各種相談支援機関が連携を図り、福祉サイドと労働サイドが連携し、多面的、横断的に支援する仕組みづくりが求められています。

○障がい当事者中心の支援を図るためには、支援機関間での共通理解の場が必要です。

○就労移行支援サービスでの訓練は、知的・精神障がいを主対象としており、発達障がいに特化した事業所が少なく、発達障がいに特化した職業訓練の実施が求められています。

◎就労した後の定着率が低く、国のデータでは約7割の人が離職しているという現状であり、定着率を高める取り組みが必要です。

○在学中に発達障がいの診断を受けた、または疑いのある学生への支援が難しい状況です。

◎障がいのある人の就労については、企業の理解が不十分なところもあり、難病の人の就労は困難な状況があるなど、企業に対する障がい理解の促進が求められています。

【施策の方向性】

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、住居の確保や在宅サービスなどの充実とともに就労が重要であり、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるように総合的な就労支援が必要です。

平成25年4月より障害者雇用促進法で企業などに義務付けている法定雇用率が引き上げられました。平成30年4月には精神障がいのある人の雇用が義務化されるなど、就労機会の拡大が期待されており、本市においても、障がいのある人の一般就労支援を一層推進していきます。

(1) 相談支援の推進

全市的な就労支援拠点としての神戸市障害者就労推進センターや地域に密着した就労支援の拠点としての地域障害者就労推進センター（東部・北部・西部）において、障がいのある人・雇用事業主への支援を実施していきます。

	<p>就労推進センターにおいては、地域の福祉・医療機関やハローワーク、特別支援学校などとネットワークを構築し、連携を図りながら、就労相談や職場開拓、職場定着支援など、生活面にも配慮した支援を推進していきます。</p>
(2) 就労機会の拡大	<p>①特例子会社の設立促進</p> <p>市内に特例子会社を新たに設立する事業主に対する施設・設備整備補助制度を設け、安定的な雇用の場の拡大に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、兵庫労働局やハローワーク、兵庫県の特例子会社設立ワンストップ支援窓口などと連携しながら補助制度の周知を図っていきます。</p> <p>また、企業から特例子会社設立に関する相談があった場合には、補助制度の案内に加えて、障がいのある人の採用や、就職後の就労推進センターによる職場定着支援など、ソフト面での支援制度についても積極的に情報提供を行い、企業が神戸市で障がい者雇用の拡大に積極的に取り組めるよう支援していきます。</p>
	<p>②就労移行支援事業所の利用促進</p> <p>就労移行支援事業所を紹介するパンフレットの作成・配布のほか、就労移行支援事業所オープン見学会を開催することにより、就労移行支援事業所の利用促進を図ります。</p>
	<p>③身近な場所での職場や実習場所の確保</p> <p>障がいのある人が地域で暮らし、就職し、働き続けるためには、身近な場所に職場があり、また就職に向けて実習する場所が確保できることが望ましいと考えています。</p> <p>このため、障がいのある人の雇用事例を紹介するセミナーや訓練・就労現場見学会を通じて、雇用ノウハウの提供などに努めるとともに、ハローワークなどとの共催による合同就職面接会を実施するほか、各地域障害者就労推進センターに配置しているしごと開拓員が、企業に対して、各種雇用支援制度や支援機関の紹介、障がい特性の説明や雇用管理上のアドバイスを行うなど、積極的な雇用啓発・職場開拓を行います。</p> <p>また、回復途上にある精神障がいのある人が、協力事業所のもとで一定期間訓練を行う精神障害者社会適応訓練の実施や、ICT を活用した在宅就労の支援も進めています。</p>
	<p>④発達障がいなどに対応した支援</p> <p>障がい特性の理解、啓発や障害者就労推進センターでの専門相談員の配置など発達障がいのある人などに対応した就労支援の強化に取</p>

	<p>り組んでいきます。</p> <p>また、近年、高等教育機関において、発達障がいあるいはその疑いのある学生の数が増加しているという現状を踏まえ、市内の高等教育機関における発達障がいのある学生の就職支援についても検討していきます。</p>
	<p>⑤難病のある人などに対する就労推進</p> <p>市内4か所の障害者就労推進センターにおいて、引き続き、障害者手帳の有無にかかわらず難病のある人などからの相談に応じていきます。</p> <p>難病のある人などの就労支援は、福祉・医療機関、労働機関、企業などの幅広い関係機関が連携して、難病のある人の職業生活と疾患管理の両立を支えていく必要があります。そのため、障害者就労推進センターにおいて、地域の福祉・医療機関や、兵庫労働局、ハローワーク、難病患者就職サポーターなどと、情報提供や意見交換も含め連携を図りながら、就労相談や職場開拓、職場定着支援など、難病のある人などの生活面にも配慮した支援を実施します。</p>
	<p>⑥障がい特性に配慮した市役所内での職場実習・訓練雇用</p> <p>知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人を対象とした市役所内での職場実習・訓練雇用の受入を進めていきます。</p>
(3) 関係機関との連携強化	<p>①就労移行支援事業所などの支援技術の向上・連携</p> <p>障がいのある人の就労にとって、個々の障がいのある人へのきめ細やかな支援が重要となります。就労支援関係者が集まる地域ネットワーク会議を開催し、情報の共有化などネットワーク構成員の連携を図るとともに、就労移行支援事業所や就労継続支援（B型）事業所をはじめとする障害福祉サービス事業所などの利用者・支援者を対象にスキルアップ研修会を開催します。</p>
	<p>②労働・保健福祉・教育など関係機関と就労支援ネットワークの強化</p> <p>障害者就労推進センターを中心とし、国、県などの労働機関、就労移行支援事業所などの訓練機関や保健福祉機関、特別支援学校などの教育機関と就労支援ネットワークを構築していますが、この就労支援ネットワークを通じて情報の共有化、就労に向けた支援を強化していきます。</p>

③地域就労支援ネットワークの構築・強化

市内4箇所の障害者就労推進センターにおいて、地域の福祉・医療機関やハローワーク、特別支援学校などとネットワークを構築し、連携を図りながら、生活面を含めたきめ細やかな就労相談や、職業訓練、職場開拓、職場定着支援など、生活面にも配慮した就労支援を推進していきます。

(4)職場定着支援及び離職者への再チャレンジの支援

障がいのある人が就職し、職場に適応し定着するためには、職務遂行力の向上支援だけではなく、障がいのある人、家族、企業等への助言など就労後の支援をきめ細かく行うことが重要となります。離職した障がいのある人が再度就職に向けチャレンジできるような支援も必要となります。

このため、兵庫障害者職業センター、ハローワーク、就労移行支援事業者や障害者就労推進センターと連携しながら、ジョブコーチ支援などを行っていきます。また、雇用企業には、企業内ジョブコーチなどの配置について理解を求めていきます。このほか、働く障がいのある人が集い憩う居場所の運営も引き続き行い、職場定着を支援します。

(5)特別支援学校の生徒・卒業生に対する就労支援

生徒の障がいの状態、地域や学校の実態に応じた体験学習などを取り入れます。また、地域や産業・労働などの業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けます。これらにより、勤労の尊さや創造することの喜びを体得できるようにし、望ましい勤労観・職業観の育成に努めます。

障害者就労推進センターや就労移行支援を行う事業者、国・県の労働関係機関などと連携し、就職先や訓練受け入れ先の開拓・マッチング、就職後の職場への定着支援を行います。

「障害者職業能力開発プロモート事業」において、福祉・教育・医療・経営・労働・行政などの各関係機関の連携による就労支援機能の向上を目的とした様々な事業に取り組んでいきます。

市内4か所の障害者就労推進センターにおいて、地域の福祉・医療機関やハローワーク、特別支援学校などとネットワークを構築し、情報の共有化やネットワーク構成員の連携を図っていきます。

教育委員会が実施する「就労支援プログラム推進事業」への参加など、様々な取り組みを通じて、①就職に向けての相談、②就職に向けての準備・訓練、③就職活動・雇用前支援、④職場定着支援といった流れが円滑に行われるよう、教育委員会と連携した取り組みを行っていきます。

10. 福祉的就労の推進

【現状と意見】

<◇障がい者生活実態調査>

◇知的障がいのある人は、工賃収入を得て働いている割合が減少しています。

<○地域自立支援協議会での意見>

○障がいのある人の生きがいと経済的自立のための、工賃の確保が求められています。

○工賃アップはそれなりの受注量と質に応じていかなければならず、利用者の能力・支援の環境からみて事業所単体では難しい状況です。

○地域や施設間で協力して業務委託ができる仕組みづくりが求められています。

【施策の方向性】

障がいのある人の生きがいと経済的自立のための、工賃の確保が求められています。

企業からの受注拡大や、障害者優先調達推進法に基づく市の調達方針による調達の拡大、魅力ある商品づくりなど総合的な取り組みを通じて、更なる工賃アップを図っていきます。

【施策の方向性】

(1) 就労機会の拡大	①企業などとの連携による福祉的就労の場の確保 企業などに対して、障害福祉サービス事業所などへの商品・業務発注を働きかけるとともに、企業内における障がいのある人の生産活動を促進することにより、福祉的就労の場の確保・拡大を図っていきます。
	②農業分野での福祉的就労やパティシエ養成の取り組みなどへの支援 障がい特性や地域特性に対応した多様な働き方を支援していきます。 (事例) 農でデザインする福祉のまちづくり事業 (きたベジねっと) 神戸スイーツ・コンソーシアム スイーツ甲子園 (関西大会) また、「ふれあい商品」の商品力向上・売上アップを図るため、デザイナー・パティシエなどプロの専門家と連携した商品開発に取り組む障害福祉サービス事業所などに対する支援を行います。
(2) 企業や市からの受注の拡大	平成25年4月施行の障害者優先調達推進法に基づく、市の障害者優先調達推進方針に基づき、障害福祉サービス事業所などへの商品・業務発注に努め、これを民間部門に広げていくように取り組みを行っていきます。

<p>(3)生産活動への支援</p>	<p>①市役所内「神戸ふれあい工房」の運営</p> <p>平成26年6月に市役所内に移転した「神戸ふれあい工房」において、名刺やギフトの取次や、外商受付、イベント販売を行うことにより、市役所内の発注を含め、売上拡大に努め、障がいのある人の更なる自立促進をめざします。</p>
	<p>②ふれあい商品の新規開発や販路拡大の支援</p> <p>「ふれあい商品」の商品力向上・売上アップを図るため、デザイナー・パティシエなどプロの専門家と連携した商品開発に取り組む障害福祉サービス事業所などに対する支援を行うとともに、事業所などの職員を対象とした商品力向上支援研修を実施します。</p> <p>しごと開拓員が企業への営業活動に積極的に取り組みます。</p>
	<p>③障害福祉サービス事業所間などの連携支援</p> <p>共同受注窓口である、市役所内「神戸ふれあい工房」の運営を行うとともに、「しごと開拓員」が開拓した「ふれあい商品」や役務発注企業の情報を、地域自立支援協議会など関係機関とも連携しながら、障害福祉サービス事業所などに情報提供を行い、企業と障害福祉サービス事業所などとのマッチングを行います。</p> <p>また、企業などからの大量発注や、役割分担による「ふれあい商品」や役務の提供に対応するため、障害福祉サービス事業所間などの連携についても支援を行っていきます。</p>

1 1. 子どもに関する施策

【現状と意見】

＜障がい者生活実態調査＞

- ◇求められる児童向けサービスについて、各障がいにおいて「自立に向けた障がい児への専門的な教育の充実」という回答が多くなっています。
- ◇求められる児童向けサービスについて、身体障がいのある子どもは、「安心して遊べる機会・場の充実」「居住地の小中学校での教育」という回答の割合が高くなっています。
- ◇知的障がいのある子どもは「障がい児の専門教育」という回答が高くなっています。
- ◇重複障がいのある子どもは「通所支援サービス」「入所支援サービス」という回答が高くなっています。
- ◇将来の進路について、知的障がいのある子どもは、「自立した生活をおくること」「周囲の理解サポート」「支援学校への進学」があがっています。

＜○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見＞

- 地域の小中学校への通学の支援が十分でない状況です
- 地域の小中学校内での医療的ケアが求められています。
- ◎生徒の進路について、雇用、就労支援、福祉訓練等に精通した支援者やハローワークなどが学校と協力し、進路指導を行う支援体制づくりが求められています。
- 発達障がい児の親の相談や療育プログラムを継続して実施できる事業所が少ない状況です。
- ◎発達が気になる子どもが増加しており、相談件数が増加し初回相談判定までの待機が長くなっています。
- ◎公立幼稚園が廃園されていくなか、地域における障がい児の幼児教育の担保が求められています。
- ◎放課後や長期休暇時の過ごし方が障がいのある児童にとって課題となっており、利用可能な施策の実施が求められています。
- 放課後等デイサービスの支援内容を充実させ、サービスの質を担保することが求められています。
- ◎放課後等デイサービスの事業所が増加しており、事業所の質を担保するため、行政によるフォロー体制や研修の充実が求められています。
- ◎放課後等デイサービスは送迎が当たり前となってきていますが、18歳以降に通う事業所では送迎サービスがないところも多く、自身では移動ができないなどということがないよう、自立に重きを置いた支援が求められています。
- 重度障がいや強度行動障がいの児童が通える放課後等デイサービスが少なく、重度障がいの児童が通える事業所の増設が必要です。
- ◎放課後等デイサービス事業所は増加していますが、重度障がいのある子どもを受け入れる事業所の増加が求められています。
- ◎学童保育において障がいのある子どもの受け入れ体制を整備していくことが求められて

います。

- ◎学童保育において障がい児の受け入れを行っていることについて、周知が不十分なところがあります。
- ◎保護者が普通学校園・保育所などに通わせたいと考えているのであれば、それを選ぶことができるよう、インクルーシブ教育の概念を周知徹底する必要があります。
- ◎インクルーシブな教育を提供するためには、学校に教員の加配や看護師の配置などの支援が必要です。
- ◎市がインクルーシブ教育を推進しているということを明確にすることが重要です。
- ◎地域の中で、他の子どもたちといっしょに暮らしながら、かつ専門的な教育が受けられる体制整備を目指していくことが求められています。
- ◎障がいのある子どもの親にとって、親同士の情報交換は重要であり、親同士のネットワークや交流への支援が求められています。
- ◎就学に関して、本人だけでなく、親の不安も解消するような施策が求められています。

【施策の方向性】

障がいや発達が気になる子どもを早期に発見するとともに、保護者の不安を受け止め、助言や指導を行っていきます。障がい児が身近なところで相談や発達支援・教育が受けられるよう、子どものライフステージや特性に応じた一貫した支援を実施するなど、療育体制の再構築を図ります。

また、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための動向を踏まえ、多様な学びの場を提供するとともに学ぶ環境を整え、域内の教育資源を効果的に活用することにより、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を充実します。

障がいのある子どもに対する支援にあたっては、関係部局が連携して、総合的に実施し、ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進（縦の連携）と関係者間のスムーズな連携（横の連携）を行っていきます。

○就学前

(1) 早期発見・早期支援

乳幼児健診では障がいや発達が気になる子どもを早期に発見するとともに、保護者の不安を受け止め、助言や指導を行っています。健診などで発見された発達が気になる子どもと保護者に対し、各区保健福祉部で、発達心理の専門家による個別専門相談や要フォロー児の子育て教室を実施しています。

また、こども家庭センターや療育センターにおいて、障がいのある子どもの相談・検査を行い、子どもの一人ひとりの特性に応じた通園施設など療育機関へつなぐよう支援していきます。

さらに、こども家庭センターなどでは、子どもの特性を踏まえた関わり方など適切な保護者への助言を行い、子育てに関する不安や悩み

	の軽減に努めていきます。
(2) 身近な相談支援	<p>区役所保健福祉部において、障がいや発達気になる子どもや保護者の相談に応じるほか、総合療育センターや西部療育センター、ひまわり学園にも相談支援専門員を配置しており、地域の子どもの障がいや発達の相談に応じるとともに、障害児支援利用計画を策定していきます。</p> <p>また、市内の指定障害児相談支援事業所においても、相談支援専門員を配置し、障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援を行っていきます。</p>
(3) 相談・判定	<p>障がいのある子どもの発達支援は、一人ひとりの特性に応じたものとなるよう、こども家庭センターや総合療育センターで相談・判定を行います。発達が気になる子どもが増加しており、相談件数が増加しているため、初回相談判定までの待機が長くなっています。引き続き、待機期間短縮のために相談・検査体制の強化を実施していきます。</p> <p>また、子どもの成長に適応した一貫性のあるものとするために、子どもの特性や支援内容を引き継ぎ、的確な支援を行っていきます。</p>
(4) 発達支援	<p>①療育センター</p> <p>できるだけ身近な場所で発達支援が受けられるよう東・中・西の3か所の「療育センター」を整備する療育体制の再構築に取り組んでいます。</p> <p>通園施設がこれまで培ってきたノウハウや専門性を活かしながら3障がい対応や地域支援機能及び診療所機能を付加した「療育センター」を東西に整備しています。また、総合療育センターの一層の機能拡充やこども家庭センターと連携を図っていきます。</p> <p>発達障がいや発達が気になる児童の発達支援については、総合・西部療育センターの理学療法や感覚統合療法など、総合児童センターの障害乳幼児親子教室や感覚運動指導、丸山学園などの児童発達支援センターで実施しています。</p> <p>近年、障がいや発達が気になる児童が増えており、療育の場の確保が課題となっているため、「（仮称）東部療育センター」でも実施していきます。</p> <p>②児童発達支援・保育所等訪問支援</p> <p>療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童については、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を児童発達支援センターなど指定児童発達支援事業所で実施しま</p>

	<p>す。</p> <p>また、障がいのある児童の保育所等の集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を保育所等訪問支援事業所で実施します。</p>
(5) 幼稚園・保育所などでの支援	<p>障がいのある児童の支援に関しては、幼稚園や保育所・認定こども園など子育て支援制度においても、障がいのある子どもが教育・保育を受けられるようすこやか保育などを実施し、また、地域の身近な居場所となる児童館事業などについても充実を図っていきます。</p>
	<p>①幼児教育</p> <p>幼稚園における障がいのある幼児の指導に当たっては、インクルーシブ教育システム構築に向けて、通級指導教室など関係機関との連携を図りながら、集団生活の中で一人ひとりの発達を促していきます。</p> <p>そして、特別な支援を必要とする幼児の状態などに応じた指導を計画的、組織的に進めます。</p> <p>また、通級指導教室に専門家を配置し幼稚園を巡回指導したり、私立幼稚園からの相談窓口を設置したりするなど支援の充実を図ります。市立幼稚園の教職員の専門性を高める研修を行うにあたり、私立幼稚園の教職員が参加できる機会の確保に努めます。</p> <p>さらに、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関、小学校や特別支援学校などとの連携、引継を計画的、組織的に行います。</p>
	<p>②保育所・認定こども園、地域型保育</p> <p>障がいのある子どもが、身近なところで教育・保育を受けられるよう、保育所などでのすこやか保育（障がい児保育）を引き続き実施します。保育所などでは、障がいのある一人ひとりの子どもに応じた関わりができるよう通園施設と連携をとり、障がいへの理解を深めていきます。また、実施施設・対象児童の増加に伴い、すこやか保育事業に携わる職員も増加しており、すこやか保育を行う職員への研修の機会を拡充し、援助技術の向上を図っていきます。</p>
	<p>③児童館事業</p> <p>児童館は、障がいのある子どもも含めすべての子どもが自由に利用できる施設であり、子育て中の親子のための「ひろば」や学童保育などを実施しています。また、総合児童センター（こべっこランド）では、こども家庭センターと連携し、療育指導事業（発達クリニック）などを実施しているほか、拠点児童館では、発達の気になる親子のための講座などを実施しており、引き続き地域での子育て支援事業の充実を図っていきます。</p>

○就学後	
(1) インクルーシブ教育システム	<p>共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための動向を踏まえ、多様な学びの場を提供して共に学ぶ環境を整え、域内の教育資源を効果的に活用するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。障がいのある児童・生徒への教育的支援にあたっては、当該児童・生徒の実態を把握している専門家の意見も参考にするなど慎重に検討するとともに、本人・保護者の意向を十分尊重して行います。</p>
(2) 特別支援教育に関する相談・支援体制の充実	<p>こうべ学びの支援センターと通級指導教室の連携や役割分担により、できるだけ身近な地域での専門相談対応を可能にし、通級指導や在籍校への巡回相談などのきめ細かな支援を行います。また、特別支援学校では、施設・設備や専門性を生かして地域の小・中学校への助言・援助や保護者などへの教育相談を行います。これらの取り組みにより、発達障がいを含む様々な障がいについての相談・支援体制を構築し、神戸らしい特別支援教育に関するセンター的機能の充実を図ります。</p>
(3) 特別支援学校の整備	<p>垂水養護学校（肢体不自由）と青陽西養護学校（知的障がい）の耐震化のため、青陽須磨支援学校（知肢併置）を含めた3校で通学区域を再編した上で、平成29年4月に（仮称）井吹台西町支援学校（知肢併置）を開校します。</p> <p>また、東部地域の児童生徒数の増加にともなう特別支援学校の過密化・狭隘化などの課題に対しては、HAT神戸の小学校用地に建設予定の小学校に隣接して特別支援学校を建設する方向で、検討を進めていきます。</p>
(4) 通学への支援	<p>小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒、通級指導教室で指導を受けている児童・生徒、通常の学級に在籍している障がいのある児童・生徒に、市が通学費と付添費を支給しています。特別支援学校に在籍する児童・生徒に、県と市で通学費と付添費を支給しています。また、特別支援学校の通学支援の一つとして、スクールバスを運行しています。スクールバスに乗車できない児童・生徒やスクールバスの乗車時間内に医療的ケアが必要と見込まれる児童・生徒は、自家用車か、自家用車が難しい場合はタクシーで通学しており、その経費については市で負担しています。医療的ケアを必要とする児童・生徒の通</p>

	学方法については、今後、検討していきます。
(5) 医療的ケア	<p>小中学校に通う児童生徒の医療的ケアについては、本人・保護者に対応を求めているのが現状です。保護者が看護師に医療的ケアを依頼した場合は、市が看護師に特別支援教育支援員として謝礼を支払うとともに、看護師対応の保険加入を行っています。宿泊行事も同様に、市が看護師に謝礼を支払っています。</p> <p>今後の看護師の配置については、人材確保や予算の問題がありますが、どのような方法が効果的か検討していきます。</p>
(6) 卒業後の進路など	<p>障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、個別の教育支援計画に基づいて、生徒の障がいの状態、発達段階、地域や学校の実態などに配慮し、社会的・職業的自立を目指した支援を行います。</p>
(7) 職業教育	<p>生徒の障がいの状態、地域や学校の実態に応じた体験学習などを取り入れます。また、地域及び産業界や労働などの業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場における実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けます。これらにより、勤労の尊さや創造することの喜びを体得できるようにし、望ましい勤労観・職業観の育成に努めます。</p>
(8) 交流及び共同学習	<p>障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流及び共同学習を進めることにより、相互理解を促進し、豊かな人間性をはぐくむため、計画的・組織的に継続した活動を行います。</p>
(9) 放課後の支援	<p>①放課後等児童健全育成事業（学童保育）</p> <p>保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生の放課後などの居場所として、学童保育を行っています。障がいのある子どもの学童保育への入所については、障がいのある子どもと関わってきた保育所や幼稚園、小学校とも十分連携するとともに、必要な施設改修、指導員の配置などにも努めていきます。</p> <p>②放課後等デイサービス</p> <p>学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障がいのある児童生徒が、授業の終了後又は休業日に通う施設で、障がいのある児童の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを実施していきます。</p> <p>また、障がい特性に応じた適切なサービスが提供されるよう助言や指導を行うとともに、重度障がいのある児童・生徒が利用できるよう支援について検討していきます。</p>

○就学前・就学後を通して

(1)切れ目のない支援	<p>障がいや発達の気になる子どもに対して、保健福祉局、こども家庭局、教育委員会などが、子どもの成長・発達を踏まえ、それぞれの役割を担って切れ目のない支援を行っていきます。</p> <p>①新・神戸っ子すこやかプラン</p> <p>神戸の子どもの育ちと子育て支援を推進する総合的な計画として「新・神戸っ子すこやかプラン（平成 28～31 年度）」を定めています。計画では第 5 章に「特に支援が必要な子ども・家庭への対応」として、「療育体制の再構築の推進」「療育相談・判定の充実」など、平成 31 年度までの 4 年間で取り組む主な内容を盛り込んでいます。</p> <p>②神戸市教育振興基本計画</p> <p>神戸の教育の総合的な中期計画として、神戸の教育が目指すべき子ども像（人間像）や重点的に取り組む施策などを明示し、市民とともに取り組んでいくための拠りどころとなる「神戸市教育振興基本計画」を定めています。第 2 期の本計画の計画期間は、平成 26 年度から 30 年度までの 5 年間で、重点事業「特別支援教育の充実」、「幼児教育の充実」において、「こうべ学びの支援センター、通級指導教室の有効活用」など 5 年間で取り組む主な内容を盛り込んでいます。</p>
(2)連携による支援	<p>子どもの成長・発達を踏まえて支援について、保健福祉局、こども家庭局、教育委員会や区役所などの複数の部局にかかわる取り組みについては、密接に連携して取り組んでいきます。</p> <p>①幼児期における特別支援教育の充実</p> <p>家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関、小学校や特別支援学校などとの連携、引継ぎを計画的、組織的に行います。</p> <p>②特別支援学校での自立に向けた取り組み</p> <p>一人ひとりの発達に応じた適切な指導や支援の充実に向けて、特別支援学校における指導体制の拡充を図るとともに、医療、福祉、労働などの関係機関との連携の推進を図ります。</p> <p>③こうべ学びの支援連絡調整会議</p> <p>障がいのある幼児、児童生徒への支援の充実のため、保健福祉、医療、労働など、関係機関との連携のシステム化に向けて、連絡・調整などを行い、相互の連携促進を図ります。</p>
(3)障がい児入所施設	<p>障がいのある児童について保護が必要な場合は、障がい特性に応じた障がい児入所施設に保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の習得などを支援します。</p>

(4) 発達障害者支援センター

発達障害者支援センターは、子どもから大人までの発達障がい支援において各関係機関とのネットワークの構築を行いながら事業を展開しています。具体的には、ペアレントトレーニングやサポートブックの作り方講座など当事者や家族支援事業、児童発達支援事業所など巡回支援事業や関係機関職員への研修会などの支援者支援事業、講演会やホームページなどによる普及、啓発を行っています。また「思春期・青年期世代」の発達障がいのある人の相談・居場所事業を実施しています。さらに高等教育機関への支援も含め、切れ目のない支援を目指していきます。今後も、各関係機関と連携しながら、各種支援事業を実施していきます。

1 2. 社会参加の推進・バリアフリー

【現状と意見】

＜○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見＞

○生活介護や就労移行支援で送迎を行っている事業所が少なく、家族の高齢化などにより付添者がいない場合は通所できないことがあります。

○移動支援のヘルパーが不足しており、ヘルパーの確保ができない状況であり、定期的な通所などにも移動支援を使えるようにすることが求められています。

○入所施設職員のマンパワーだけでは十分に移動の支援ができず、施設入所者への移動支援が不足することがあります。

○定期的な通所や施設入所者の外出を支援する仕組みや社会資源の開発が求められています。

◎道路の段差解消は進んでいますが、更なる改善が求められています。

◎点字ブロック上に自転車や荷物が置かれている、車いすマークのある駐車場に健常者が駐車しているなど、市民理解の不足が認められるため、行政による啓発が必要です。

◎まちのバリアフリー化に関しては、当事者がいなければ漏れてしまう視点もあるため、当事者を入れた検討が求められています。

◎バリアフリーについて、物理的なバリアフリーだけでなく、制度的なバリアフリーや情報のバリアフリー、心のバリアフリーについても取り組んでいくことが求められています。

【施策の方向性】

障がいのある人の社会参加を進めるためには、外出のための支援や日中活動の場が必要です。障害者差別解消法により、行政機関等及び事業者は、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備に努めなければならないとされています。

障がいのある人が、社会参加を進め、それぞれのニーズや障がいの状況に応じて、自ら選択できるよう、さまざまな日中活動の場を提供していきます。

障がいのある人も安心して外出できるよう、「ユニバーサルデザイン」の視点から、都市環境の整備を進めていきます。また、障がいのある人の外出ニーズに対応した外出のための支援を行っていきます。

(1) 日中活動の場の
充実

①地域活動支援センター

障がいのある人などが地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行う施設として、創作的活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じてサービスを提供していきます。

②発達障がい者

市内4か所で実施している、発達障がいのある人がほっとできる場や、日常生活や就労に向けた社会訓練も受けられる場の提供を行う居

	<p>場所事業を引き続き推進していきます。</p>
	<p>③働く障がい者</p> <p>働く障がいのある人の居場所やグループによる趣味の活動、ちょっとした気の休まる交流の場づくりなどについて取り組んでいきます。</p>
(2) 余暇活動の推進	<p>活発な余暇活動は、休日などを充実して過ごすために不可欠なものです。ボランティアや障がいのある人のグループなどによる多彩な余暇活動を行っていきます。また、同じ状況にある仲間によるボランティア活動など社会貢献を通じて、障がいのある人が支援を受ける対象としてだけでなく、共に支える役割を担うことを実感できる取り組みを推進していきます。</p>
(3) スポーツ・文化活動などの促進	<p>①障がい者スポーツ</p> <p>地域の方々が障がい者スポーツを体験することにより障がいや障がい者スポーツの理解を深められるよう、地域団体やスポーツ関係者と連携を図り、地域のスポーツ施設や学校などを利用して身近に障がい者スポーツに触れられる機会を拡大します。</p> <p>障がい者スポーツの競技人口の拡大を図り、東京オリンピック・パラリンピックへの関心の高まりに合わせて、競技団体と協力して選手の発掘・育成に取り組めます。</p>
	<p>②文化活動</p> <p>障がいのある人の暮らしを豊かにするため、「こうべ障害者音楽フェア ジョイフルコンサート」・「ハートでアートこうべ」など障がいのある人が参加する様々な文化活動についての情報を収集し、発信していくことで、障がいのある人の文化活動への関心を高め、文化活動の振興を図ります。</p> <p>博物館の入場料割引や各種鑑賞割引を行うなど、障がいのある人が文化芸術に親しめるような支援を行っていきます。</p>
(4) 外出のための支援	<p>①外出・移動への支援</p> <p>ガイドヘルプ（移動支援）・同行援護・行動援護など、社会参加の推進を図る外出・移動を支援する事業の実施にあたっては、事業の実施状況、利用者のニーズの把握に努めながら、実施していきます。</p> <p>また、視覚障害者トータルサポート事業において歩行訓練を引き続き実施していきます。</p>
	<p>②福祉乗車制度・タクシー利用助成・自動車燃料費助成</p> <p>障がいのある人の社会参加を促進するため、地下鉄・バスなどで利</p>

用できる福祉乗車制度と、電車・バスの利用が困難な重度の方を対象とした重度心身障害者タクシー利用助成を実施しています。

平成24年9月に報告のありました「福祉乗車証のあり方検討会」において、障がいのある人の移動支援施策の利用実績を把握し、障がいのある人の社会参加を促進するための施策となっているか検証していく必要があるとされました。

これを受け、現在、移動支援施策全体のあり方について、障害者施策推進協議会において検討を進めているところであり、平成28年10月より自動車燃料費助成制度を新たに開始し、移動支援の選択肢を増やしていきます。

今後も自動車燃料費助成を含めた移動支援施策全体の再構築を検討していきます。

③その他割引制度

障がいのある人を対象とした移動支援の割引制度として各道路公社が実施している有料道路通行料の割引制度、各交通機関が実施している交通費の割引制度がありますが、精神障がいのある人についても対象に含まれるよう働きかけをしていきます。

④補助犬

補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は、障がいのある人の社会参加を支えるものとなっています。公共交通機関だけでなく、民間のホテルやレストランなどいろいろな人が多数利用する施設でも、補助犬を活用できるよう啓発に努めていきます。

(5)ユニバーサルデザインのまちづくり

誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを実現するため、ユニバーサルデザインの普及・啓発とともに、公共交通施設や建築物のバリアフリー化を進めます

①ユニバーサルデザインの普及・啓発

誰もが安心して快適に暮らせる「人にやさしい・人がやさしい」ユニバーサル社会の実現のため、ユニバーサルデザインの考え方を将来の神戸を担う子どもや学生に広く啓発し、一人ひとりを大切にする意識づくりを進めます。

②誰もがくらしやすいまちづくりの推進

神戸市バリアフリー基本構想をはじめ、ユニバーサルデザインの理念のもと、旅客施設、建築物、道路、公園などのバリアフリー化により、誰もがくらしやすいまちづくりを進めます。

③心のバリアフリーの推進

障がいのある人などへの配慮の必要性や適性な支援方法について

理解を深めるため、「心のバリアフリー研修」を実施するほか、「神戸市みんなの手話言語条例」による手話への理解促進・普及などにより、心のバリアフリーを進めます。

(6) バリアフリー化
の推進

① 道路整備

バリアフリー道路特定事業計画に基づき、重点整備地区における生活関連経路などの整備を進めます。また、重点整備地区以外においても歩道の波打ちや段差を解消するとともに、視覚障がい者用誘導ブロックの敷設、防護柵や街路灯の増設・照度アップなど誰もが歩きやすい安全で安心なみちづくりを進めていきます。坂道や病院周辺の生活に身近な道路について、ベンチや手すりの設置を推進していきます。

② 公共施設など

主要園路の段差解消などを引き続き進め、誰もが使いやすい公園づくりを進めていきます。

また、高齢者や障がいのある人など誰もが使いやすい地下鉄駅施設の整備に取り組み、障がい者用トイレのオストメイト対応、誘導点字ブロックの JIS 規格型への改良を行っています。利用者の安全に配慮して新規に西神・山手線 三宮駅に転落防止ドア（ホームドア）を設置します。

神戸市内の小・中学校の各教室に空調を整備しています。

公共施設にはエレベーターの設置を推進するなど、バリアフリー化を推進します。

③ やさしいバスの導入

人にやさしいバスの導入を進め、神戸市では市営バスの総在籍車両の全てを乗り降りがしやすいノンステップバス、ワンステップバスなど（交通バリアフリー法の移動円滑化基準適合車）にしています。

④ 音響信号機

音響信号機などバリアフリー対応型信号機の整備や、安全な交通を確保する観点からのバリアフリー化について国や県に要望するなど、実現に向けて検討していきます。

⑤ サイン整備

交通機関でのエレベーター、トイレなど主要設備や路線案内などは、ピクトグラムを活用するなど、誰にでもわかりやすいものとしていきます。また、運行情報案内については、文字や音声による情報提供を行うなどサイン整備をはじめとする情報提供手段を含めた総合的なバリアフリー化への取り組みを推進していきます。

⑥多目的トイレなど

大型ベッドなどを含めた多目的トイレの設置を推進していきます。

⑦啓発

点字ブロックの上に自転車を駐輪するなど、バリアフリーのための整備を行っていても活かさない場合があります。ユニバーサルデザインの取り組みが活かせるよう、積極的に啓発活動を行っていきます。

兵庫県が実施している、譲りあい感謝マークや兵庫ゆずりあい駐車場などをホームページへ掲載したり、障がいのある人にサービスの内容を紹介する「障害者福祉のあらまし」に掲載したり、区役所などで案内のちらしを配布するなど、制度の普及活動に協力していきます。

13. 啓発

【現状と意見】

<◇障がい者生活実態調査>

◇差別や偏見をなくすために必要なことについて「学校での教育」が多くなっています。

<○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見>

○地域の中で障がいに対する理解が依然として得られていない状況があります。

○障がいのある人のスポーツイベントや文化等の普及による地域との交流の機会の確保が求められています。

○障害者差別解消法の施行に合わせて、地域や企業に対する啓発が必要です。

◎研修や講演会、イベントの参加者は関係者が多く、市民の参加が少ない状況です。

【施策の方向性】

障がい者施策は、市民の幅広い理解を得ながら進めていくことが必要です。障がいのある人への理解不足から、地域での生活が困難となっている場合があります。

障害者差別解消法により、地方公共団体は、障がいを理由とする差別の解消について、市民の関心と理解を深めるとともに、特に、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとされています。

障がいのある人が、社会の一員として等しくその人権や意思が尊重される社会の実現をめざして、啓発に取り組みます。

<p>(1) あらゆる機会をとらえた啓発の実施</p>	<p>①障害者週間（毎年12月3日から9日まで） 障害者週間に、新聞や広報紙などに啓発記事を掲載したり、啓発作文やポスターの募集などの取り組みを通じて、障がいや障がいのある人についての理解を深めるための啓発を行っていきます。</p>
	<p>②ふれあいのまちKOB E・愛の輪運動 市社会福祉協議会が事務局を務める「ふれあいのまちKOB E・愛の輪運動」の一環として、障がいや障がいのある人に対する理解を深める活動を行っていきます。 市民に障がいの特性や障がいのある人が困っていることなどについて知ってもらい、ちょっとした配慮ができる人を増やしていくことを目的とした「障がいサポーター養成講座」などを実施していきます。</p>
	<p>③ボランティア講座 こころの健康センターや市社会福祉協議会、区社会福祉協議会などで、ボランティア講座を実施し、ボランティア活動をするための支援を進めていきます。また、市民福祉大学やシルバーカレッジなどを開催します。</p>

	<p>④様々な広報手段の活用</p> <p>新聞・情報誌などのメディアを活用した啓発、冊子・パンフレットといった広報印刷物などによる広報を行います。また、ホームページを活用した情報発信の拡充に取り組みます。</p>
(2)対象を絞った啓発の実施	<p>①子ども</p> <p>将来を担う子どもたちに、障がいについての正しい理解を深め、障がいのある人とともに学びともに暮らす共生社会について考えてもらうため、教室での福祉教育とともに、学校内での特別支援学級との交流、トライやるウィークやワークキャンプ、特別支援学校との交流など学校教育の場を中心に障がいのある人とない人の交流機会の拡大や福祉活動の体験学習を継続し、「生きる力」とともに、思いやりのある「ともに生きる心」を育てていきます。</p>
	<p>②地域</p> <p>地域社会において、障がいや障がいのある人への正しい理解を共有するため、各区の自立支援協議会が講演会やイベントを開催します。</p>
	<p>③市職員</p> <p>公共サービスに従事している市職員に対して、職員研修などを実施し、障がいと障がいのある人についての正しい理解を深めていきます。</p>
	<p>④企業</p> <p>神戸市では、事業主の方々から障害者雇用や障害者福祉施設への業務発注・商品購入についての相談などを受け付けるしごと開拓員を地域障害者就労推進センターに配置しています。本事業の啓発などにより、障がいのある人の雇用創出に努めます。</p>
(3)障がい及び障がい者理解の促進	<p>①発達障がい・難病・高次脳機能障がいへの理解</p> <p>市民が発達障がいや難病、高次脳機能障がいなどの障がいのある人の日常生活や生きづらさを、正しく理解できるよう啓発活動などに努めていきます。</p>
	<p>②補助犬</p> <p>補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は、障がいのある人の社会参加を支えるものとなっています。公共交通機関だけでなく、民間のホテルやレストランなどいろいろな人が多数利用する施設でも、補助犬が活用できるよう啓発していきます。</p>
	<p>③障がいのある人に関するマークの普及啓発</p>

	<p>障がいのある人に配慮した施設であることを示す補助犬マークや耳マーク、オストメイトマーク、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するための障がい者のための国際シンボルマークやハートプラスマーク、譲りあい感謝マークなどの普及啓発を行い、障がいについての理解を深め、障がいのある人にとって配慮の得やすい環境づくりを推進します。</p>
(4)障がいのある人とない人との交流	<p>①イベントなど 障がいのある人を理解するきっかけとして、街頭やイベントなどでの「ふれあい商品」の販売、障がいのある人とない人が同じ場所で活動し、触れ合いの機会を創出するしあわせの村などでの交流イベント、地域において障がいのある人にもない人にも多様な障がい者スポーツ種目を体験もらい、スポーツを通じてふれあいの場を提供するイベントなどの実施により相互理解を促進していきます。</p>
	<p>②特別支援学校 特別支援学校では、地域に開かれた行事を実施して、地域の様々な人と交流することにより、障がいのある人とない人の相互理解を促進していきます。また、学校に対する地域住民によるボランティア活動を通じて、さらに相互理解を深めるよう取り組んでいきます。</p>
	<p>③福祉施設 福祉施設では、地域に開かれた行事を実施して、地域の様々な人と交流することにより、障がいのある人とない人の相互理解を促進していきます。</p>
	<p>④市民フォーラムの開催 市民の障がいや障がいのある人に対する関心を高め、理解を深めるため、日常生活の悩みや生きづらさについて、障がいのある人により発表してもらう市民フォーラムを開催します。</p>
	<p>⑤手話・点字などの啓発 手話や点字をはじめ、障害のある人のコミュニケーション手段について、市民の理解の促進と普及をすすめていきます。</p>
(5)ともに暮らす社会をめざして	<p>障がいのある人が、あいさつや近所づきあい、地域活動に参加して、地域とのかかわりの中で、自分の情報を発信していくことで、職場や学校、地域での理解が促進できるようにしていきます。</p>

Ⅲ 計画の指標

指 標	現 状 (26年度実績)	2015 計画 の目標値	目 標 (28～32年度)
①計画相談支援事業所数	50 事業所	—	80 事業所
身近な相談機関として、中学校区（82校）相当数の事業所数をめざします。			
②相談支援事業者研修の受講者数	125 人	—	1,000 人
受講者数の増を図り、年間 200 人の受講者数をめざします。			
③手話啓発講座の受講者数	—	—	1,000 人
年間 200 人の受講者数をめざします。			
④グループホーム（定員数）	569 人	650 人	850 人
27年度見込 600 人から年間 50 人ずつの定員数の増をめざします。			
⑤福祉施設の入所者の地域生活への移行 （福祉施設からの退所者数）	48 人	30 人	205 人
第 4 期障がい福祉計画と同様、年間 41 人の地域生活への移行をめざします。			
⑥1 年以上長期在院者数	1,769 人	—	1,420 人
第 4 期障がい福祉計画と同様、年間 3.5% ずつの長期在院者数の減少をめざします。			
⑦地域生活支援拠点の整備	モデルとなる拠点を整備し、必要な機能など 検証を重ねるなかで、必要数について検討を 進めていきます。		
⑧障害者就労推進センターからの就職者実人数	195 人	150 人	260 人
平成 30 年度からの精神障がい者の雇用義務化の効果も見込まれることから、2015 計画の 8 人から増やして、毎年 10 人ずつの増加をめざします。			
⑨障害者就労推進センターが支援する職場定着 率（当該年度の 1 年後の定着率）	72.3%	90%	85%
就職者数の増に伴い、職場定着率は低下傾向にあり、環境変化をふまえ、2015 計画の 90% から、当面は 85% をめざします。			
⑩障がいのある人の福祉的就労における工賃	21,032 円	21,000 円	30,000 円
	うち B 型:12,158 円	—	うち B 型:15,000 円
平均工賃は着実に増加しており、引き続き毎年 1,500 円（B 型毎年 400 円）ずつの工賃の増加をめざします。			
⑪障がい者スポーツ教室参加者数	1,315 人	810 人	1,510 人
26 年度実績から、15% 増をめざします。			
⑫障がいサポーター養成数	—	—	500 人
年間 100 人のサポーター養成をめざします。			

IV. 資料

1. 神戸市自立支援協議会意見

自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備についての協議を行うための場です。

神戸市地域自立支援協議会から、地域課題やニーズが反映された計画となるよう、つぎのような意見が提出されています。

大項目	中項目	課題内容	各区の状況	各区で課題解決を目指し、取り組んだ内容など	神戸市地域自立支援協議会の意見・提案
「暮らしに関する施策	在宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所やヘルパーの質の担保 ・重度の障害がある当事者や、夜間に支援がいる当事者の受け入れができる事業所が少ない ・機能訓練や入浴サービスができる事業所が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性や障害福祉サービスの制度に関するヘルパーの理解不足から、利用者の心情を傷つけるような言動や対応をする等の権利侵害が起きている。 ・重度化、高齢化し医療的なケアが必要な方への支援体制が十分な状況ではない。また、強度行動障害者の受け入れができる事業所も少ない。 ・機能訓練やリハビリ、入浴のニーズは高いが、できる事業所が少ない。 	<p>障害福祉サービス事業所を対象に、区役所及び障害者地域生活支援センターで計画相談に関する説明会を実施。新しい制度の理解促進、権利擁護について考える機会となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所数は増えているが、重度障害者に対応できる事業所が少ない。 ・定期的な研修の実施により、事業所や従事者の質の確保 ・重度障害者の受け入れに対応するための人員を配置した場合の加算の算定。 ・介護保険事業所の機能訓練サービスの利用や、PT, OT, STが曜日ごと等で複数の事業所を巡回する仕組み等により、機能訓練や入浴ができる事業所を少しでも増やすことができないか。

暮らしに関する施策	在宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者訪問入浴サービス中にたん吸引が必要な場合、家族しか対応が出来ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者訪問入浴サービス中にたん吸引が必要な可能性がある場合、家族が必要時に備えて待機していなければならないので負担が大きい。訪問看護やヘルパーなど他のサービスを同時に利用することも出来ない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者訪問入浴サービスに随伴する看護師がたん吸引等の医療行為に対応できる仕組みを検討していけないか。
	保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と福祉の連携が不十分 ・外来受診時や入院時に病院からヘルパーに常時の付添や、着替えの用意等の支援を求められるが、制度上でできない 	<ul style="list-style-type: none"> ・外来受診時や入院時に、大きな病院ではナースが対応してくれることもあるが、病院側はヘルパーが院内介助できないことを知らない場合が多い。 ・外来受診時、ヘルパーによる居宅から病院までの付添は可能だが、診察時間中（待ち時間）は報酬算定できないため事業所としては対応が困難。 	<p>制度の狭間を埋めるための取り組みとして、垂水区社協と支援センターで、障がいのある人へのサポートボランティア育成のための「コミュニケーションサポートボランティア事業」を実施した。現在、受講生が在宅障害者のサポートにあたっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療側と福祉側が各々の制度を知りあえるような、横のつながりを図る仕組みづくり。 ・医療側、福祉側のいずれかが対応した場合に、きちんと報酬算定できるように、国へ要望。

「暮らしに関する施策	相談	安全な居住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・災害や感染症が発生した時の要援護者への支援体制を整備する必要がある ・支援者への災害時対応の訓練が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者への支援に関する条例が制定され、要援護者登録も進んでいるが、まだまだ支援体制が確立されていない。 ・感染症発生時に事業所が閉鎖された場合、どのように支援するか検討が必要。 	<p>防災部会で、地域の避難訓練に参加。障害の状況や支援して欲しい内容を記載したサポートカードの作成を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えるため、支援者向け研修の実施。 ・現在、各区自立支援協議会が独自に作成しているサポートカードやヘルプカードを、要援護者カードとして、障害や高齢等の分野に関わらず全市で活用できるものできないか。
		区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所の相談支援体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の経験や知識によって対応に差が出ることがある。 ・業務が多忙で十分にアセスメントやケースワークを行えていないのではないか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳や障害福祉サービスの申請受付や、支給決定を行う区役所の役割は重要であるため、区役所の相談体制の強化。
		障害者地域生活支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域生活支援センターの調査業務が増え、本来の委託業務である基本相談の時間が充分にとれない 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域生活支援センターは、調査業務の委託や計画相談支援も実施しており、基本相談の機能が低下している。相談支援体制の充実を図るため、業務の見直しが必要ではないか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域生活支援センターにおける、基本相談の充実。 ・計画相談支援の創設や、利用者の増加等に伴う業務の変化にともなった、実施体制の見直し。
		相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・指定特定・一般相談支援事業所が少ない ・事業者、相談支援専門員の質の担保 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定特定・一般相談支援事業所が少ない。 	<p>特定相談支援事業所との連携を図ったり、事業所立ち上げについて奨励したりするなどの働きかけを実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定特定相談支援事業所数の充実に向けた取り組み。 ・定期的な研修やフォロー体制の確保による、事業所や職員の質の確保。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">「暮らしに関する施策</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">相談</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅障害者に対する障害福祉サービス事業所や制度の情報がまだまだ不足している。 ・障害者手帳取得後にサービスの申請が無い人へのフォロー体制が無い 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の制度では本人・家族・支援者等がサービスや制度を周知・理解していなければ申請には結びつかない状況であり、早期介入が望ましいケースでも支援対象から漏れてしまうことがある。 ・特別支援学校在学中は学校を通して情報提供があるが、卒業後は障害福祉サービス事業所の情報が十分に入ってこなくなる。 	<p>「障害福祉サービス事業所説明会」を実施。区内にある事業所の「事業所紹介」「相談&情報提供タイム」「事業所自主製品販売コーナーの設置」などを実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のように見守りをする人材の配置を検討。 ・個人情報保護の観点から課題はあるが、障害者手帳取得後の状況の把握や情報の提供がすべての対象者にできるシステムづくり。 ・在宅障害者等に制度や障害福祉サービス事業所の情報を周知する仕組み。
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">情報アクセス・コミュニケーションの保障</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳の派遣は増えているが、要約筆記の派遣が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に開催される講演会では、手話通訳のみである場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳派遣だけでなく、要約筆記者の派遣を普及。 ・手話言語条例が制定されたことも踏まえ、手話通訳だけでなく筆談による支援や災害時の支援等についても広く周知して協力を求めていけないか。 		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">一暮らしに関する施策</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">権利擁護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止法施行後の体制整備が進んでいない ・ 障害者差別解消法が平成28年4月に施行予定だが、具体的な対応の内容がわかりづらい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止法はまだ施行されて間がなく、虐待防止法において位置づけられたコア会議の開催も回数を重ねられていない。そのため、コア会議の中で、虐待と認定することや虐待認定後の対応まで協議が進んでいない現状がある。 ・ 障害者差別解消法により、公的機関は「合理的配慮」を義務化される。民間事業所についても、努力義務が課せられることになる。どのような配慮が必要か周知のうえ、検討しなければならないが、具体的な対応の方法がわからない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各区で虐待防止法に基づく案件のコア会議開催時にアドバイザー（専門家）派遣ができるような体制の整備。 ・ 障害者差別解消法及び合理的配慮の内容の市民への周知と、具体的にどのような配慮や支援の方法があるのかを例示のうえ、実際に取り組めるような啓発。
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域福祉力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者に対応したボランティアが少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアは高齢者対象が多く、障害では施設訪問のような形でしかない。個別対応や障害者に対応したボランティアが非常に少ない。 	<p>自立支援協議会で「障害理解」を目的としたグループワークを行い、民生委員・児童委員の参加があった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での見守り体制の確保のため、身体障害者福祉相談員・知的障害者相談員の充実。 ・ 高齢・児童・障害の各分野での地域福祉力の向上のため、身体障害者福祉相談員・知的障害者相談員と民生委員・児童委員の横のつながり作り。

<p>Ⅰ暮らしに関する施策</p>	<p>地域福祉力の向上</p>				<p>・障害者に対応するボランティアの養成、研修の機会を増やす。</p>
<p>Ⅱ地域移行に関する施策</p>	<p>住まいの確保</p>	<p>・グループホームの数が少ない（特に市街地） ・連帯保証人がいない場合の住居の契約が困難</p>	<p>・GHについて、消防法等の設置基準が厳しく、新規立ち上げに莫大な資金が必要。 ・GH 立ち上げの際、地元住民の反対や不動産業者の理解が得られない場合がある。 ・身寄りのない人の場合、連帯保証人や緊急連絡先が確保できず入居契約ができないことがある。</p>	<p>地域住民に対して障害理解に対する啓発活動を実施。</p>	<p>・GH 新規立ち上げ時に、土地代や改装費用がかさむため、助成制度の充実。</p> <p>・障害のある方が安心して地域移行できるように、例えば行政や相談支援事業所が関わっている場合は、「保証人免除」「連絡人免除」の対象にする等検討できないか。</p>
	<p>地域移行・地域定着</p>	<p>・指定一般相談支援事業所が少ない</p> <p>・退院、退所が可能な場合でも地域移行が進まない</p>	<p>・事業所数が少なく、サービスを利用したくてもできない。 ・指定一般相談支援事業所が十分に選択できないことは、中立・公平性の担保も含めて望ましくない。</p> <p>・退院、退所が可能な場合でも地域移行が進まない。</p>		<p>・事業所の増設に対する働きかけ</p> <p>・地域での生活を支援するため、地域と協力した 24 時間の見守り体制の整備ができないか。</p>

目 就労に関する施策	一般就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・在学中に発達障害の診断を受けた、または疑いのある学生への支援が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・使える社会資源が少なく、就職希望があってもいろいろな相談機関を紹介されるだけで継続的な支援ができない。 ・ハローワークの一般相談窓口や若年新卒者の相談窓口、若年しごとくらぶ等では、確定診断の無い疑いのある人が滞留している状態である。 ・就労移行支援サービスでの訓練は知的・精神障害を主対象としており、発達障害者に特化した事業所が少ない。 	<p>支援センター、就労推進センター、発達障害者相談窓口で実施している地域課題検討会で話題に挙げ検討している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な人に対して各種相談支援機関が連携を図り、障害サイドと労働サイドで連携をし、多面的、横断的に支援する仕組みづくり。 ・当事者中心の支援を図るためには、障害関係と労働関係の支援機関での共通理解の場が必要。 ・発達障害に特化した職業訓練の実施。
	福祉的就労工賃アップ	<ul style="list-style-type: none"> ・就労系事業所の工賃アップは事業所単体では難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・「工賃アップ」は利用者の生きがいや、自立生活への意欲向上に欠かせないが、達成しようとするとなればならない。しかし、利用者の能力・支援の環境からみて1つの事業所では限界がある。 	<p>販路拡大のためにアンテナショップの開催やイベントの実施、カタログの作成、共同受注を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生きがいや経済的自立のための、工賃の確保。 ・地域や施設間で協力して業務受託ができる仕組みづくり。

N子育てに関する施策	相談・判定等 療育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児の親の相談や療育プログラムを継続して実施できる事業所が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼少期を対象とした事業所はあるが、学童期の療育プログラム・相談を実施している事業所が少ない。 ・発達障害児の親の子育て上の悩みに具体的、継続的に対応できる療育相談や療育プログラムを実施する機関がない。 ・発達障害の子の集える場所が少ない。自宅にひきこもる中高生の発達障害児が家庭外で人と継続的にかかわれる場がない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児やその家族に対し、療育プログラムの実施や家庭・地域の学校の療育支援を行える専門窓口の設置。
	学校園	<ul style="list-style-type: none"> ・通学の支援が不十分 ・医療的ケアの必要な障がい児が家族の支援なしに地域の学校に通えない 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学には移動支援が使えないため、家族が支援できない場合は通学が困難。 ・導尿が必要な小学生が地域の学校に通うために、本人や家族がおこなえない場合には他に手だてがない。 ・ボランティア保険には医療行為が含まれていないため、ボランティアを利用することは難しい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・通学を支援する仕組みや社会資源の開発。 ・合理的配慮の一環として、障害の有無に関わらない集団登校による通学保障及び学校内での医療的ケアの保障。

<p>ミ子育てに関する施策</p>	<p>放課後等の居場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害や強度行動障害の児童が通える放課後等デイサービスが少ない ・サービスの質の担保 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスは多く開設しているが、重度障害等の特別なケアを必要とする児童が通えるところが少ない。 ・事業所が増えるなかで、サービスの質の担保ができていないところがある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害の児童が通える事業所の増設。 ・重度障害児に対応するための人員配置の際に補助を実施できないか。 ・医療機器導入に民間の助成金を活用。 ・支援内容を充実させ、サービスの質の担保。
<p>社会参加に関する施策</p>	<p>日中活動の場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援 B 型事業所とアルバイトの併用が制限されている ・救護施設の通所利用者が地域活動支援センターや就労継続支援等を利用できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者で、病状により一般就労が難しく就労継続支援 B 型を利用している場合、短時間のアルバイトとサービスを併用できないことがある。 ・救護施設の通所利用者は、地域活動支援センターや就労継続支援 B 型の併用ができないため、作業能力や意欲のある方はいるが、日中活動の場所に制限が生じている。通所では金銭・服薬管理等の指導が継続して必要なため、措置を解除できない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の状況に合わせて多様な支援が受けられるような仕組みができないか。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">社会参加に関する施策</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">（外出のための支援） バリアフリー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎のある事業所が少なく、自力通所できない人で家族の支援が受けられない場合は通所できない ・移動支援のヘルパーが不足している ・施設入所者への移動支援が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護や就労移行支援で送迎を行っている事業所が少なく、家族の高齢化等により付添者がいない場合は通所ができない。 ・移動支援のヘルパーが不足しており、ヘルパーの確保ができない。（特に土日の利用） ・定期的な通所には移動支援が使えない ・入所施設職員のマンパワーだけでは十分に移動の支援ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への送迎加算の増額や補助。 ・定期的な通所や施設入所者の外出を支援する仕組みや社会資源の開発。 ・ボランティアで対応できる方については、ボランティアを活用する。そのために、社協でのボランティア育成や研修を強化。
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対応したボランティアが少ない ・地域の中で障害に対する理解がまだまだ得られていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に関するボランティアの応募が少ない。 ・地下鉄沿線では駅員や住民に障害理解があり、自然と手を貸してくれる。福祉乗車証が利用できる沿線では、日常的に障害のある人や、介助場面に遭遇することが多いからではないか。その他の沿線やバスの職員、住民への理解がまだ少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人に関わるボランティアを増やす。 ・障害者スポーツイベントや文化等の普及による地域との交流の機会の確保。 ・障害者差別解消法の施行に合わせて啓発のためのプログラムや講座を実施し、地域や企業に対してアウトリーチができないか。

<p>Ⅴ社会参加に関する施策</p>	<p>啓発</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・健常者から、日々の生活や災害時等、障害者がどのようなことに困るのか、どのような支援をすれば良いのかがわからないという声があった。 ・様々な障がいに関して理解を深める場が少ない。 		
<p>Ⅵその他</p>	<p>施設入所支援・短期入所 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設入所者、待機者とも高齢化が進んでいる ・施設入所待機のために、短期入所のロングショートでの利用が増え、緊急時の短期入所の空きが確保できない ・退所可能な場合でも地域移行が進まない 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設入所者、待機者の高齢化が進んでおり、現行の体制では十分に支援ができない。 ・ロングショートを繰り返し利用している人がいることもあって、緊急時（葬儀）に利用できなかつた。結果、親が本人の介護をせざるを得なかつた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・入所者やロングショート利用者のうち、地域移行が可能な方の在宅生活を支援するため、地域と協力した24時間の見守り体制の整備ができないか。 ・地域生活支援拠点の整備にあたり、緊急時の短期入所の確保や24時間の見守り体制も含めて検討して欲しい。

VIその他	その他	高次脳機能障害	<ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害に対応できる施設が少ない。 ・高次脳機能障害の障害理解が浸透していないので介護する家族や介護の事業所が苦慮している。受け入れてもらえる施設も少ない。本人との支援について家族との話し合いを行い、事業所の調整等も検討したが、結局近所からのクレームも増え、市外の病院に長期入院することになった事例がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害に関して、障害福祉サービス事業所への研修の実施。
		高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者、介護者が高齢化しており、支援が難しくなっている ・介護保険移行の際のケアマネとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで一人暮らしをしていた人が高齢により身体的なおとろえ等で来所が困難になりつつあり、電話や訪問等での対応が今後ますます増えていく事が予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳問題を含め、部会で情報・課題の共有をおこなった。

2. 暮らし分科会意見

計画策定にあたり、障がいのある人の高齢化・重度化対応、親なき後対策など、地域での生活に安心感を確保できるよう障がい者の生活を支える体制について重点的に検討するため障害者施策推進協議会に設置した「暮らし分科会」から、つぎのような意見がありました。

暮らし分科会では、暮らしに関する施策に加え、今後、障害のある人が地域で安心して暮らし続けていくための核となる地域生活支援拠点の整備について、制度設計にまで踏み込んだ検討を行いました。今後、本検討内容をもとに神戸市自立支援協議会などにおいて取り組んでいきます。

(1) 神戸市障がい者保健福祉計画について

		各委員からの意見
1. 地域で暮らし続けるために		障がいのある人が地域で暮らし続けるためには、事業所や地域からの支援を取り入れるべきであり、障がい者も地域の支援を得やすい態勢を取ることが重要である。
		障がい者が自立した生活が出来るようにするため、施策として生活訓練を取り入れるべきである。親・学校・事業所などにおいて、生活力を身に付けるための支援が必要であり、例えば、就労継続支援 B 型事業所で生活力を付けるプログラムが行える体制を整備するなど、行政による支援が求められている。
		親の高齢化により、自宅ではケアしきれない状況が出てきている。親のケアにより地域・自宅で暮らしていた方であれば、親がいなくなってもそれに代わる体制（24 時間のケア・見守り・地域の協力等）整備により、地域・自宅で暮らし続けることができるようにすべきである。
		入所施設と同様な安心感の得られる地域づくりが必要である。
		地域の力を活用するための体制を整備し、日中の支援などに地域の力を利用することが、障がいのある人が地域で暮らし続けるために必要である。
		地域の力を活用することを検討する必要があるが、現状では、地域の力だけではまかなえない。ハードの設備など行政による支援が必要である。
		障がいのある人が地域で暮らし続けるため行政により、民間住宅を転活用することや、空き店舗を事業所にするなどの検討が求められている。
2. グループホームで暮らすために	グループホームに必要な機能	重度障がい者がグループホームで暮らすためには、入所施設と同様に人員、サービスなどの整った手厚い支援が必要であり、パーソナルアシスタンスのように 1 対 1 で対応する制度などが求められているが、費用的には困難である。
		重度障がい者がグループホームで暮らすためには、医療機関やリハビリ施設の併設が求められており、専門的なスタッフを配置し、地域の方の医療相談も受けるなど、センター的機能を持つことが望まれている。
		グループホーム入居者に対し、昼間・土日にガイドヘルプやホームヘルプの利用を可能とすることが求められている。

2. グループホームで暮らすために	グループホームに必要な機能	今の制度において、重度障がい者をグループホームで受け入れることは困難である。
		入所施設のノウハウを利用してグループホームの整備をして欲しい。
		グループホームはあくまでも住まいであるため、住まいとしての機能があれば良い。
	グループホームに必要な設備	重度障がい者を受け入れるグループホームでは、バリアフリー化、幅の広い廊下、自室に介護を行うことができるスペースや医療機器を置く事のできるスペースのあること、十分な広さを確保した共同スペース（リビング、トイレなど）が必要であり、民家の改修では設備が不十分であるため、新たな施設を新築しなければならない。
		知的・行動系障がいのある方を受け入れるグループホームでは、騒音や振動に配慮し、近隣住戸との距離を確保するため、広い敷地が必要である。
		障がい種別に関わらず、将来的な高齢化を見据えて、バリアフリー化や十分なスペースが必要。
	グループホームに必要な人員	人材の確保が困難であり、現在の報酬では人員の増加や夜間・土日の配置は費用面からも困難である。
		重度者を受け入れるためには、世話人の増員だけでなく、土日・日中・夜間も人員を配置するか、何かあればすぐに誰かが駆けつける体制の整備が求められている。
		重度者を受け入れるためには、24時間の看護師常駐が求められている。
	住民理解	『障害』という文字に対して、周辺住人が特別な意識を持つこともあり、グループホーム新設の障壁となる場合がある。
		障がい者理解を進めるためには、地域住民とのふれあいが重要であり、ボランティアの活用により住民理解が進んでいる。今後、障がい者の高齢者施設の利用、拠点の高齢者施設との一体化、障がい者施設に地域住民が使用する施設を併設することにより、ふれあいが生まれ、障がい者理解が深まることが期待できる。
		地域住民との信頼関係構築には相談員や支援員、グループホーム職員が重要な役割を果たすため、職員の立場や報酬を保障し、質を向上させていくことが求められている。
		地域住民は敵にも味方にもなる。事業者は日ごろから関わり方を考えていくべきであり、行政も啓蒙だけでなく、地域住民が障害について自分の事として捉えるよう対策していかなければならない。
		行政は、事業者が地域のサポートを得られるようにするため、住民との関わりの重要性を理解させることが必要である。

2. グループホームで暮らすために	その他	将来的に利用者の減少が予測される高齢者施設との連携や活用を検討することが求められている。
		現状では高齢者施設が障がい者を受け入れることは難しい。
		障がい者が自宅で生活していくためには、生活力を身に付ける必要があり、グループホームや事業所において、生活力を身に付けるための取り組みが求められている。
		利用者の個性にあったグループホームが選択できるよう、体験型のグループホームや、サテライト型のグループホームなども求められている。
		地域にグループホームを整備して欲しい（北区・西区に偏っている）。
		グループホームの地域偏在を解消のため、市営住宅の転活用を検討することが求められている。
		グループホームをより有効に活用するためには、一法人のみで運営するのは難しく、高齢者福祉の活用・併用など、幅広い議論が必要である。
		今の制度では、重度の知的障がい者がグループホームで暮らすことは難しい。
		独立型ショートステイが必要であり、将来的に独立型ショートステイはグループホーム化に繋がる可能性がある。
		独立型ショートステイは日中支援が提供できないということがネックである。
		重度者のみのグループホームでなく、様々な種別・程度の方が互いに支え合っていくグループホームにすべきである。
		重度者が地域で暮らすためには、まずは体制整備が必要である。
		最初から100%満足できる福祉サービスは作れないため、運営をしながら体制を充実させていかなければならない。
		10年後、20年後の生活の場所のあり方を考えて、施策を立てていくべきである。
		今、必要なものと、将来を見据えて検討すべきものを分析し、施策を立てるべきである。
事業者にとって、グループホームの建設費用がネックとなっており、建設時の補助が求められている。		
現在のグループホームは、団体等が自分たちのメンバーのために運営するケースが多く、入居先の選択肢が限られてしまっている。行政がグループホームを運営することにより、選択できるようにして欲しい。		
グループホーム建設について、市街化調整区域に関する規制を一部緩和することにより、障がい者の入所施設を母体に持つグループホームの増加が期待できる。		

2. グループホームで暮らすために	その他	身体障がい者の入所施設を母体を持った事業所がグループホームを運営しても、採算を取ることは難しく、グループホーム単独の運営は、より厳しい状況である。
		グループホームの運営において、医療との連携が重要であるが、現状の制度では、内部（併設の入所施設）に医療スタッフがいないければ、医師や看護師の配置は困難な状況である。
		訪問診療を希望する開業医をうまく活用することで、医療との連携が出来る可能性がある。
		医療的ケアの必要性が低い人であれば、自分で医療機関を選択できるようにすべきである。
3. 入所施設について		地域移行が求められる一方で、現状の制度体制では入所施設以外では暮らすことのできない方が存在しており、一定数の入所施設の確保が必要である。
		入所施設が足りていないのであれば、増やすしかないのではないか。病床転換については、無いよりは良いが地域生活とは言えない。
		現在入所している方は、入所が必要な方である。
4. 精神障がい者の地域移行について		地域で暮らすために必要なサービス:グループホームの利用、日中サービスの充実（就労支援、自立訓練、デイケア）、訪問看護、ヘルパーの存在、地活の充実など。
		精神障がい者をコントロールするためには服薬が必須であり、症状が安定した後は、服薬管理が出来れば、地域で暮らすことも可能である。よって、服薬管理に関する支援として、グループホームの世話人による管理や薬剤師による服薬指導、訪問看護による服薬管理など、地域におけるサポートにより服薬が管理できれば、地域での生活は可能となる。
		急性期に入院した後、症状が安定し地域に戻る際のサポートとして、ピアサポーターやグループホームの存在は重要であり、また、精神保健福祉士の配置が求められている。
		精神障がい者が地域で暮らしていくためには、人との関わりの質が重要であり、継続的に安定して医療が提供されること、日中活動の場の確保、気軽に相談できる場の存在、地域の見守り、家族の負担への支援などの環境を整え、その質を高めていくことが求められている。
	近年の福祉サービスの充実により、長期に入院している方の中にも、適切な支援により、地域で暮らすことが可能な方がいることがわかってきた。しかし、地域に移行するルートに乗ることが出来ない方も存在し、そのような方への支援のあり方について検討する必要がある。	

5. 障がい者の意志決定について	<p>重度の知的障がい者の場合、自身で意思決定は出来ない。様々な情報を理解した上で、選択することが意思決定であるが、そもそもそれが出来ない知的障がいのある子どもの意志というのは疑問がある。</p>
	<p>障がいの程度によって住む場所を決めるでは、本人の意思が無視されている。本人の意思を前提に住む場所を決めて欲しい。</p>
	<p>重度障がい者は自宅が良いか、グループホームが良いか、入所施設が良いか、生活してみなければ分からない。</p>
6. 相談体制について	<p>本庁や区役所、事業所においても、相談支援が受けられる体制の整備が求められている。</p>
	<p>専門的な相談について、地域生活支援センターを知らない、信頼できないという方に対応するため、区役所の相談窓口の質の担保が求められている。</p>
	<p>地域で暮らしていくためには、気軽に相談ができる場所があることが重要であり、地域包括支援センターに相談できる人を配置するなど、地域にある資源を活用することで、歩いて行ける範囲に相談できる場所を設置することが望まれている。</p>
	<p>時間外や土日など24時間体制で相談を受けてくれる場所が必要である。</p>
	<p>各事業所において、ピアサポーターを配置することが求められている。</p>
	<p>身近な相談者、一次相談者、二次相談者に分け、身近な相談は民生員・事業所、それで受けきれなければ次に繋ぐという体制の整備を検討すべきである。</p>
	<p>認定調査については、地域生活支援センターが行うのではなく、行政が行うべきである。</p>
	<p>地域生活支援センターの業務量が過多となっているため、地域生活支援センターがすべき業務、区役所に戻すべき業務、事業所で行うことが出来るようにすべき業務、高齢分野と連携すべき業務など、業務内容を見直していく必要がある。</p>
7. 地域生活支援拠点について	<p>地域生活支援拠点にショートステイの機能を持たせ、一時的・避難的に利用するだけでなく、どのようなサービスが必要かなど振り分けることのできる評価的な機能も付加し、サービス利用計画なども作れるといった機能を兼ね備えた通過型の拠点が必要である。</p>
	<p>地域生活の拠点が必要。小規模入所とあるが、通過型で、セーフティネットの役割を果たして、そこから入所、グループホーム、自宅等に振り分ける拠点を望む。様々な機能も不可欠で、何かあれば駆けつけてくれるスタッフがいる、24時間相談が出来るなどの体制が必要。</p>

7. 地域生活支援拠点について	核を置いた上で、今あるグループホームの連携を進めていくなど、面的整備していく。それだけでは不十分であるので、地域生活支援センターや自立支援協議会などの持つ様々な機能を含め、全体で連携が取れるようにコーディネートし、そこに相談支援を絡めていけば良いのではないかな。
	圏域を、神戸市全域とするのか、まず1カ所でやるのか、さらに地域ごとに作っていくのか検討が必要。
	評価する機関の必要性から、1カ所は神戸市直営で運営すべき。

(2) 地域生活支援拠点について

	各委員からの意見
1. 地域生活支援拠点の考え方	独立多機能型の拠点が必要である。
	通過型の施設であり、利用者個々に合わせて、今後の住まいを振り分け、必要なサービスを組み立てる機能が必要であり、コーディネート力やアセスメント力の充実が求められる。
	核を置いた上で、今あるグループホームの連携を進めていくなど、面的整備していく。それだけでは不十分であるので、地域生活支援センターや自立支援協議会などの持つ様々な機能を含め、全体で連携が取れるようにコーディネートし、そこに相談支援を絡めていくという方法もある。
	地域との連携や医療との連携を行うための仕組みづくりが必要である。
	拠点が必要となる状況とは、自宅で暮らす方で緊急の対応が必要となった場合、グループホームで対処できなくなった場合、グループホームを移りたい場合、施設から地域で生活するための準備期間、病院から地域に戻るための準備期間などである。
	拠点の設立・運営について、設立補助や運営補助、人件費の補助などについてを検討する必要がある。
	施設において培われた実践力を活用するため、施設の持つ人材の活用を検討すべきである。
	各区にある地域生活支援センターの充実も必要であり、拠点の運営については、地域生活支援センターとの連携・協力を検討する必要がある。
	地域生活支援拠点には、自立支援協議会が関わっていく必要がある。
	モデルとなる拠点では、設備・機能面でモデルとなるだけでなく、職員の質の面でもモデルとなることが求められる。
	神戸市が直営で整備すれば、モデル的な意味と地域生活支援拠点の評価をしやすいという利点がある。

2. 配置・設備について	まずは1カ所、市内中央にモデルとなる拠点を整備し、その後、東部・西部・北部と拠点の整備を進めていくことが求められている。
	最初から複数カ所に拠点を作るべきとの意見もある。
	市内3カ所ないしは4カ所の拠点の整備が求められている。
	拠点の配置については、数よりも、付加する機能や、コーディネート力を充実させて、いかに機能する拠点にするかが重要である。
	拠点の設置について、住民理解の面から、既存の障害者施設の転活用を検討すべきである。
	地域生活支援拠点は、高齢化を踏まえたものにしていく必要がある。
	地域生活支援拠点は、必ずしも新しい施設である必要はなく、既存の建物内に設置し、地域にある資源を活用するということも検討すべきである。
3. 必要な仕組み・機能について	地域生活支援拠点では、利用者の生活を維持・保護し、利用者の状況を評価し、利用するサービスを決定する等、複数の機能を併せ持つことが求められている。また、住まいについて在宅・グループホーム、入所施設などへと振り分ける機能も求められる。
	拠点が重要。小規模入所とあるが、通過型で、セーフティネットの役割を果たして、そこから入所、グループホーム、自宅等に振り分ける拠点を望む。様々な機能も不可欠で、何かあれば駆けつけてくれるスタッフがいる、24時間相談が出来るなどの体制が必要。
	地域生活支援拠点にショートステイの機能を持たせ、一時的・避難的に利用するだけでなく、どのようなサービスが必要かなど振り分けることのできる評価的な機能も付加し、サービス利用計画なども作れるといった機能を兼ね備えた通過型の拠点が重要である。
	地域生活支援拠点においては計画相談支援を含め、相談機能が必須である。
4. 周囲に必要なものについて	地域生活支援拠点が地域から孤立化してしまわぬよう、高齢者や子どもが利用する施設と一体となった拠点づくりが求められている。
	職員の質が重要であり、十分な研修により、職員が自身の役割を理解して働く拠点をすべきである。
	職員の質を確保するためにも、報酬体系や労働条件の改善が求められている。
	精神科医療を含む医療との連携が必要である。
	拠点について第三者評価する機能が重要である。

V. 神戸市障害者施策推進協議会委員等名簿

〔委員〕（五十音順，敬称略）

	浅野 達藏	兵庫県精神神経科診療所協会 会長
	池内 正	社会福祉法人 神戸市身体障害者団体連合会 理事長
	池山 美代子	神戸市精神障害者社会復帰施設連盟 理事長
会長	石田 易司	桃山学院大学 教授
	石橋 宏昭	障害者問題を考える兵庫県連絡会議 事務局長
会長代行	岩田 泰夫	放送大学大学院 客員教授
	植戸 貴子	神戸女子大学 教授
	大西 孝男	神戸市身体障害者施設連盟 会長
	小川 正	神戸市精神障害者家族連合会 会長
	後藤 久美子	一般社団法人神戸市手をつなぐ育成会 会長
	坂本 津留代	特定非営利活動法人ニューいぶき 理事長
	佐々木 勝一	京都光華女子大学 教授
	しらくに 高太郎	市議員（福祉環境委員会委員長） ～平成28年1月18日
	武田 純子	神戸市重度心身障害児（者）父母の会 会長 特定非営利活動法人にじのかけ橋 理事長
	堂下 豊史	市議員（福祉環境委員会委員長） 平成28年1月19日～
	長瀬 たけし	市議員（福祉環境委員会副委員長）
	東馬場 良文	兵庫県社会就労センター協議会 会長
	松端 信茂	神戸市知的障害者施設連盟 会長
	村山 知行	一般社団法人神戸市医師会 地域支援委員会 担当理事
	柳田 洋	兵庫障害者連絡協議会 会長

〔アドバイザー〕（五十音順，敬称略）

	白木 明子	神戸市特別支援学校PTA連合会 副会長
	中居 晃子	あじさい学園 保護者
	羽賀 美也子	特定非営利活動法人ピュアコスモ 代表
	森田 繁和	特定非営利活動法人神戸市難病団体連絡協議会 理事長